

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道雇用労働相談センター、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道、ジェトロ北海道などから、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

## INDEX

「○」：募集している助成事業

| 【1】販路拡大・海外展開                                  |   |                     |
|-----------------------------------------------|---|---------------------|
| ●国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について 【更新】 | 1 | ジェトロ北海道<br>北海道      |
| ●新規輸出1万者支援プログラム                               | 2 | ジェトロ北海道<br>北海道経済産業局 |
| ●北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について 【更新】                | 3 | 北海道                 |
| ●北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について 【更新】         | 4 | 北海道                 |
| ●令和7年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について                 | 5 | 北海道                 |
| ●「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について                       | 6 | 北海道                 |
| ●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内                           | 7 | 北海道                 |
| 【2】経営支援・ものづくり                                 |   |                     |
| ●中小企業向け“使える！”2025年度経済産業省支援メニューガイドブック          | 1 | 北海道経済産業局            |
| ●「中小・小規模企業生産性向上人材育成事業による専門家派遣」のご案内            | 2 | 中小企業総合支援センター        |
| ●「伴走型経営力強化支援事業・事業承継促進支援事業による専門家派遣」のご案内        | 3 | 中小企業総合支援センター        |
| ●「小規模企業者等設備貸与事業」について                          | 4 | 中小企業総合支援センター        |
| ●米国の関税引き上げで影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内             | 5 | 北海道                 |
| ●「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について                   | 6 | 北海道                 |
| ●中小企業経営相談室のご案内                                | 7 | 北海道                 |
| ●北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について         | 8 | 北海道                 |
| 【3】融資                                         |   |                     |
| ●勤労者福祉資金のご案内                                  | 1 | 北海道                 |
| ●水産物不漁に伴う中小企業向け融資制度のご案内                       | 2 | 北海道                 |
| ●コストアップに対応する融資制度のご案内                          | 3 | 北海道                 |
| ●北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）                   | 4 | 北海道                 |
| ●借入金の返済が負担となっている事業者の方へ                        | 5 | 北海道                 |
| ●米国の関税引き上げで影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内【2】-5に掲載     |   | 北海道                 |
| 【4】雇用の確保                                      |   |                     |
| ○産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内                   | 1 | 北海道労働局              |
| ○雇用調整助成金のご案内                                  | 2 | 北海道労働局              |
| ○キャリアアップ助成金について                               | 3 | 北海道労働局              |
| ○産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）のご案内                | 4 | 北海道労働局              |
| ○人材開発支援助成金について                                | 5 | 北海道労働局              |
| ○人材確保等支援助成金について                               | 6 | 北海道労働局              |

|                                                                                         |    |              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------|
| ●「プロフェッショナル人材センター運営事業」のご案内                                                              | 7  | 中小企業総合支援センター |
| ●【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】                                                       | 8  | 北海道          |
| ●「人材確保・定着向上セミナー／採用力アップ相談会」及び<br>「専門家派遣による無料個別支援」のご案内【更新】                                | 9  | 北海道          |
| ●特別支援学校企業向け見学会のご案内                                                                      | 10 | 北海道          |
| ○地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）地域活性化雇用創造プロジェクトに係る<br>特例支給のご案内                                     | 11 | 北海道          |
| ●北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて                                                          | 12 | 北海道          |
| ●「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内                                                                    | 13 | 北海道          |
| ●労働相談窓口のご案内                                                                             | 14 | 北海道          |
| ○【UIJターン新規就業支援事業】<br>道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内                                     | 15 | 北海道          |
| <b>【5】人材育成</b>                                                                          |    |              |
| ●中小企業大学校旭川校 11月開講講座のご案内【更新】                                                             | 1  | 中小企業大学校旭川校   |
| ●技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】                                                                | 2  | ポリテクセンター北海道  |
| ●「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】                                                                    | 3  | ポリテクセンター北海道  |
| ●MONOテク（道立高等技術専門学院）及び北海道障害者職業能力開発校の<br>令和8年度の訓練生を募集しています！【更新】                           | 4  | 北海道          |
| ●能力開発セミナー（R7年11月～R8年1月開講予定）のご案内【更新】                                                     | 5  | 北海道          |
| ○洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保を支援する補助金について<br>～人材確保支援事業補助金の申請を受付けています～                          | 6  | 北海道          |
| ●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内1<br>中小企業・工業高校等への実技指導                                            | 7  | 北海道職業能力開発協会  |
| ●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内2<br>公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設イベントへのものづくりマイスターの<br>派遣による実技指導 | 8  | 北海道職業能力開発協会  |
| ●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内3<br>地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信                      | 9  | 北海道職業能力開発協会  |
| ●ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内4<br>小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信                                 | 10 | 北海道職業能力開発協会  |
| <b>【6】イベント・セミナー</b>                                                                     |    |              |
| ●下請法・下請振興法改正法説明会を道内5都市で開催します<br>～2026年1月施行！「下請法は取適法へ」改正ポイント説明会～【新規】                     | 1  | 北海道経済産業局     |
| ●「受講者参加型」経営支援機関向けセミナーを開催します<br>～人材不足や採用難の今だから知っておきたい「副業・兼業人材」の基本～【新規】                   | 2  | 北海道経済産業局     |
| ●価格交渉講習会を札幌で開催します【新規】                                                                   | 3  | 北海道経済産業局     |
| ●技術流出対策セミナーを開催します<br>あなたの会社の技術を守る！～技術流出対策の基本・事例とその意義～【新規】                               | 4  | 北海道経済産業局     |
| ●衛星データビジネス新規参入セミナーを開催します<br>～事業化への道筋と知財戦略を体系的に理解する～【新規】                                 | 5  | 北海道経済産業局     |
| ●「中小・小規模企業生産性向上人材育成事業による機械金属製品製造業向け生産性向上<br>ワークショップ」のご案内【新規】                            | 6  | 中小企業総合支援センター |
| ●「中小・小規模企業生産性向上人材育成事業によるサービス業向け生産性向上ワークショップ」<br>のご案内【新規】                                | 7  | 中小企業総合支援センター |

|                                                                      |    |               |
|----------------------------------------------------------------------|----|---------------|
| ●「中小・小規模企業生産性向上人材育成事業による生産性向上セミナー」のご案内 <b>【新規】</b>                   | 8  | 中小企業総合支援センター  |
| ●【経営者・人事労務担当者必見！】最新ハラスメント対策と職場環境改善のポイント <b>【新規】</b>                  | 9  | 北海道雇用労働相談センター |
| ●「北海道デジタル化セミナー＆EXPO2025」を開催します                                       | 10 | 北海道           |
| <b>【7】その他</b>                                                        |    |               |
| ●地域にかがやく わがまち商店街表彰2026の募集を開始しました <b>【新規】</b>                         | 1  | 北海道経済産業局      |
| ●「食（しょく）」っていいね！北海道 ～「北海道のおいしい！」を応援しています！<br>～新動画を公開しました！ <b>【新規】</b> | 2  | 北海道開発局        |
| ●北海道の最低賃金                                                            | 3  | 北海道労働局        |
| ●日本のエネルギー情勢と泊発電所3号機に関する説明会 <b>【新規】</b>                               | 4  | 北海道           |
| ●「食絶景北海道×ゼロカーボンアワード2026」の応募商品を募集します                                  | 5  | 北海道           |
| ○「北海道宿泊税システム整備費補助金」のご案内                                              | 6  | 北海道           |

**国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について【更新】**

(ジェトロ北海道・北海道)

独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターと北海道は、道内企業のビジネスチャンス拡大を図るため、「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道内に共同で設置しております。

輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野の問い合わせについて、その内容に応じて、必要な情報の提供、ジェトロや支援機関の各分野専門家などへの相談対応をアレンジいたします。

◆相談窓口

北海道国際ビジネスサポートデスク

TEL：011-261-7434

FAX：011-221-0973

E-mail：SAP@jetro.go.jp

URL：<https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

＜ジェトロの支援メニューをメールニュースでも発信しております＞

メールニュース：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html>

◆時間

9時00分～17時00分（土日・祝日を除く）

◆場所

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター9階（ジェトロ北海道内）

◆対象企業

国際ビジネスへの参入をご検討の道内企業等

<https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

◆業務内容

関係機関や専門家によるビジネス相談支援

商談会の案内や商談機会のアレンジなど道内企業と海外企業間の商談支援

商談会やセミナーなどの情報提供

◆問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター（TEL：011-261-7434）

北海道総合政策部 国際局 国際課 国際企画係（TEL：011-204-5343）

## 新規輸出 1 万者支援プログラム

(ジェトロ北海道・北海道経済産業局)

商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・金融機関等の協力を得て、輸出の可能性を秘めた事業者を掘り起こします。

ポータルサイトで登録した中小企業に、個別カウンセリングで最適な支援策を紹介します。

### ◇事業スキーム

経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、①新たに輸出(越境 EC 含)に挑戦する事業者の掘り起こし、②専門家による事前の輸出相談、③輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助金紹介、④輸出商社とのマッチングや EC サイト出展への支援などを一気通貫で実施します。



まずはポータルサイトでご登録ください。

ジェトロ専門家から折り返し連絡して個別にカウンセリングいたします。

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者      | 輸出に関心のある事業者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 登録及び問合せ先 | <p>[登録]<br/>           新規輸出 1 万者支援プログラム ポータルサイト<br/> <a href="https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html">https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html</a><br/>           [問い合わせ先(ジェトロ本部)]<br/>           電話: 03-3582-4937 / 03-3582-4938<br/>                     03-3582-4939 / 03-3582-4940<br/>           受付時間: 平日 9 時～12 時/13 時～17 時(土日、祝祭日、年末年始除く)</p> <p>[ジェトロ北海道]<br/>           電話: 011-261-7434<br/>           メール: SAP@jetro.go.jp</p> |

## 北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について **【更新】**

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「テスト販売制度」は、新商品を3か月間、どさんこプラザ（有楽町店、札幌店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店、奈良店、仙台店）で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただくためのものです。

売上が好調な商品はさらに3か月継続して販売し、販売期間終了後には、店から商品の評判や評価などのアドバイスが受けられるほか、定番商品化へ移行のチャンスもあります。

### ◆申込商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（道内で生産、製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができるもの）（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)有楽町店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店、奈良店、仙台店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品（あべのハルカス店、奈良店は加工食品のみ）

※羽田空港店は有楽町店でテスト販売が売上好調だったもののみ申し込みができます。

### ◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- ① 道産品の生産・製造・加工を行っている方
- ② 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

### ◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL（製造物責任）保険に加入していること
- (3)食品表示法等の表示に関する法令を遵守していること
- (4)食品の場合、指定する食品検査を実施していること
- (5)食品の場合、該当する食品製造に係る営業許可を受けていること

### ◆募集期間（R7年度開催分）

| テスト販売期間 | R7 第1四半期<br>(4～6月)      | 第2四半期<br>(7～9月)         | 第3四半期<br>(10～12月)       | 第4四半期<br>(R8.1～3月) |
|---------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------|
| 募 集 期 間 | 1/4～2/20<br>(募集は終了しました) | 4/1～5/20<br>(募集は終了しました) | 7/1～8/20<br>(募集は終了しました) | 10/1～11/20         |

### ◆申込方法

「テスト販売申込書」（下記URLからダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局 商工労働観光課へお申し込みください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html>



## 北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について 【更新】

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「マーケティングサポート催事」では、道内企業や自治体の方々が、道産品の展示紹介や市場調査等を目的に、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店・羽田空港店・あべのハルカス店)内の催事スペースを活用して、対面販売のほか、生産地紹介や自治体の観光PR ができる制度です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

### ◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

### ◆販売商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産・製造又は加工が行われたもので、最終消費者に対して販売することができる農林水産物、加工食品、工芸品等)

- (1)自ら生産・製造、加工したもの
- (2)自社企画商品で道内で委託製造しているもの(上記(1)に付随して販売する場合に限ります。)

### ◆実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です。  
(毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。)
- (3)備え付けの販売台1～2台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。

### ◆募集期間(R8年度開催分)

| 開催期間<br>募集期間                   | R8 第1四半期<br>(4～6月) | 第2四半期<br>(7～9月) | 第3四半期<br>(10～12月) | 第4四半期<br>(R9.1～3月) |
|--------------------------------|--------------------|-----------------|-------------------|--------------------|
| 有楽町店、札幌店<br>羽田空港店、<br>あべのハルカス店 | 12/10～1/10         | 3/10～4/10       | 6/10～7/10         | 9/10～10/10         |

### ◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html>

## 令和7年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について

(北海道)

道では、道内中小企業者等の皆様が生産した新商品・新役務を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

令和7年度(2025年度)の募集を次のとおり行っていますので、たくさんのご応募をお待ちしております。

### ◆募集期間

令和7年(2025年)9月8日(月) ～ 令和7年(2025年)11月14日(金)

### ◆応募できる方

次のいずれにも該当する方が応募できます。

- (1) 道内中小企業者等であること。
- (2) 道内で新商品の生産等をする者であること。
- (3) 道税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

### ◆認定の要件

新規性に優れた商品又は役務で、技術の高度化、経営能率の向上又は住民生活の増進に寄与し、次の要件(抜粋)を全て満たすものです。

- (1) 申請時点において、既に道内で販売され、販売開始から5年を経過していないこと。
- (2) 道の機関で、今後3年以内に購入する見込みがあること。
- (3) 新商品又は新役務について適用される関係法令等を遵守していること。

※認定要件の詳細等については、道ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial/164881.html>



### ◆認定のメリット

- (1) 道は、必要な機能や数量、価格、予算等を勘案し、随意契約制度などの活用により新商品・新役務の調達に努めます。
- (2) 道は、新商品・新役務の販路開拓を促進するため、市町村や民間企業等に対して、新商品等のPRに努めます。
- (3) 道の融資資金(北海道中小企業総合振興資金)において、優遇金利による融資が活用できます。

### ◆応募方法

新商品又は新役務ごとに、申請書類をメール又は郵送(持参も可)で提出してください。 ※締切日必着  
申請書類(認定申請書、実施計画書)の様式は、上記に記載している道のホームページで入手できます。

#### <申請書提出先・お問合せ先>

北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係

住所:札幌市中央区北3条西6丁目

電話:011-206-0494

E-mail: [keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp)

※申請書類をメール又は郵送により受理したときは、5開庁日以内にその旨連絡いたします。

万一連絡がない場合は、お手数をおかけしますが、担当:小笠原まで連絡をお願いします

#### <申請書類(各1部提出)>

- (1) 認定申請書
- (2) 実施計画書
- (3) 定款(個人の場合は住民票)
- (4) 直近2営業年度の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
- (5) 新商品等に関する資料(カタログ、写真、プレゼン資料等)



## 「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

### 【用 途】

#### 1 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合

- ① 北海道内で生産された農林水産物
- ② 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
  - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
  - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの

#### 2 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

※海外の飲食店などでもご利用いただけます

### 【シンボルマークを使用いただく場合】

ご利用を希望される場合は、ホームページに掲載されている所定の様式に必要事項を記載の上、北海道総合政策部国際局国際課までお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

### 《申請先》

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合政策部国際局国際課

TEL 011-204-5343 / FAX 011-232-8870

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/symbolmark.html>

E-mail: [somu.kokusai1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:somu.kokusai1@pref.hokkaido.lg.jp)



### ◆問い合わせ先

総合政策部国際局国際課 (TEL:011-204-5343)

## 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

## 農林水産物・食品の輸出相談窓口

北海道農政事務所: TEL 011-330-8810

・輸出先国の各種規制・制度(放射性物質、検疫等)

・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道: TEL 011-261-7434

・輸出先国の基礎情報、マーケット情報

・輸出手続きについて ・見本市、商談会に関する情報 等

- 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。連絡先、URL は次のとおりです。

農林水産省: TEL 03-6744-7185 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html>

ジェトロ: TEL 03-3582-5646 [https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri\\_foods/](https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/)

- 酒類の輸出についても、国税局・税務署及び上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非お問い合わせください。

### ◆問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 (TEL:011-204-5312)

中小企業向け“使える！”2025 年度経済産業省支援メニューガイドブック

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業の設備投資等をサポートするため、2025 年度予算事業を中心とした「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました。

補助金や税制などについて簡潔にまとめており、手軽に使えるハンドブックです。

公募期間や応募先等、未定の情報等は、決まり次第随時更新します。

ダウンロード先

下記、北海道経済産業局のウェブサイトからご覧ください。

<https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/index.htm>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課

TEL：011-709-2311（内線：2520）

E-mail：[bzl-hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp](mailto:bzl-hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp)

## 「中小・小規模企業生産性向上人材育成事業による専門家派遣」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

道内中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを実践可能な人材の育成を目的に、専門家派遣による経営指導・助言を行います。  
それぞれの事業内容につきましては、以下をご確認ください。

### ■事業内容

あらゆる業種において人手不足が深刻化する中、その対策のひとつとして生産性向上への取り組みが重要となっています。  
生産性向上に向けた取り組みを実践できる人材を育成するため、生産性向上を図る事業者の皆様に専門家を無料で派遣します。

例えば、

- ・生産性の向上に向けて何から着手すれば良いか分からない
- ・製造工程の見直しにより効率化を図りたい
- ・エネルギーコストの削減を図りたい
- ・省力化機器の導入により従業員の残業を削減したい
- ・労働生産性を向上させたい
- ・5Sや衛生管理の強化によって歩留まりを改善したい
- ・IT化により事務処理の効率化を図りたい
- ・IT機器等の導入で予約業務や店舗のオペレーションを効率化したい

このような課題解決に向けて、社内人材の育成を支援します。

### ■派遣対象者

自社の生産性向上に向けた取り組みを実践可能な人材の育成を目指す道内の中小企業・小規模事業者

### ■専門家派遣回数

1事業者当たり3回程度

### ■派遣コーチ(専門家)

技術士、エネルギー管理士、中小企業診断士、ITコーディネータ、生産管理・現場改善の実践者、衛生管理・品質管理の指導員、ほか

### ■派遣費用

無料

### ■申し込み方法(共通事項)

ホームページに掲載の「専門家派遣申請書」にご記入の上、メール、Webフォーム、FAX等でご提出ください。

### ■問い合わせ先(共通事項)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

|           |                              |                  |
|-----------|------------------------------|------------------|
| [札幌本部]    | 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階      | TEL 011-232-2402 |
| [道南支部]    | 函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST8階     | TEL 0138-86-6695 |
| [十勝支部]    | 帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内      | TEL 0155-67-4515 |
| [釧路支部]    | 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内        | TEL 0154-64-5563 |
| [道北支部]    | 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内 | TEL 0166-68-2750 |
| [日胆支部]    | 室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内     | TEL 0143-47-6410 |
| [オホーツク支部] | 北見市北3条東1丁目25番地 北見経済センタービル5階  | TEL 0157-31-1123 |

### ■ホームページ

<https://www.hsc.or.jp>

## 「伴走型経営力強化支援事業・事業承継促進支援事業による専門家派遣」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

当センターでは、公益財団法人全国中小企業振興機関協会の中小企業地域資源活用等促進事業による「北海道の未来を拓く 創業・経営力強化等支援事業」において、「伴走型経営力強化支援事業」及び「事業承継促進支援事業」を実施します。本事業では、各事業者の経営課題に応じて、専門家派遣等の指導・助言による経営支援を行います。

それぞれの事業内容につきましては、以下をご確認ください。

### ■事業内容

【伴走型経営力強化支援事業】

事業計画策定や販路開拓をはじめ様々な経営課題に対して、センター職員が経営課題を分析・整理した上で、必要に応じて専門家の協力を得ながら、地域支援機関等と連携して課題解決に向けた伴走支援を行います。

#### ●支援対象者

- ①創業を予定する個人
- ②道内中小企業・小規模事業者等

【事業承継促進支援事業】

円滑な事業承継を促進するため、当センターに事業承継コーディネーターを配置し、必要に応じて専門家を派遣するなど、事業承継に関する課題の解決に向けた助言・指導による経営支援を行います。

#### ●支援対象者

- ①事業承継を計画している中小企業・小規模事業者
- ②事業承継を今後進めたいと考えている中小企業・小規模事業者

### ■派遣内容 (共通事項)

それぞれの課題に応じた専門家を派遣します。

【派遣専門家の例】

中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政書士、ITコーディネータ、技術士、衛生管理や品質管理の指導員、フードマイスターなど

### ■専門家派遣回数 (共通事項)

1社あたり2回程度

### ■派遣費用 (共通事項)

無料

### ■申し込み方法 (共通事項)

ホームページに掲載の「相談申込書」にご記入の上、メール、Webフォーム、FAX等でご提出ください。

### ■問い合わせ先 (共通事項)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

|           |                              |                  |
|-----------|------------------------------|------------------|
| 【札幌本部】    | 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階      | TEL 011-232-2402 |
| 【道南支部】    | 函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST8階     | TEL 0138-86-6695 |
| 【十勝支部】    | 帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内      | TEL 0155-67-4515 |
| 【釧路支部】    | 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内        | TEL 0154-64-5563 |
| 【道北支部】    | 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内 | TEL 0166-68-2750 |
| 【日胆支部】    | 室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内     | TEL 0143-47-6410 |
| 【オホーツク支部】 | 北見市北3条東1丁目25番地 北見経済センタービル5階  | TEL 0157-31-1123 |

### ■ホームページ

<https://www.hsc.or.jp>

## 「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

|         |                                                                                                                                                                                                           |               |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------------------------------------------------|
| 対象企業等   | 1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象（一部対象外の業種があります）<br>2. 創業予定者（1か月以内に事業開始、または2か月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人）                                                                                                          |               |                                                     |
| 従業員規模   | 従業員 50 名以下<br>なお、従業員が 21 名以上（商業およびサービス業は 6 名以上）の場合、次の制限があります。<br>①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下<br>②（利益制限）直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下<br>③（株主制限）発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない |               |                                                     |
| 対 象 設 備 | 生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備                                                                                                                                                                                    |               |                                                     |
| 貸与条件    | 貸与金額                                                                                                                                                                                                      | 100 万円以上1億円以下 |                                                     |
|         | 貸与期間                                                                                                                                                                                                      | 割賦            | 機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年（据置 1 年以内）                  |
|         |                                                                                                                                                                                                           | リース           | 機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年                            |
|         | 利 率                                                                                                                                                                                                       | 割賦            | （損料率）年 1.8%～2.0%<br>（※）一定の要件に該当する場合、最大 0.1%の引き下げが可能 |
|         |                                                                                                                                                                                                           | リース           | （月額リース料率）0.998%～2.955%                              |
|         | 償還方法                                                                                                                                                                                                      | 割賦            | 月賦又は半年賦                                             |
|         |                                                                                                                                                                                                           | リース           | 毎月払い                                                |
|         | 保 証 金                                                                                                                                                                                                     | 割賦            | 貸与金額の 5%                                            |
|         |                                                                                                                                                                                                           | リース           | なし                                                  |
| 連帯保証人   | 道内在住者 1 名（法人の場合は代表者）<br>なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。                                                                                                                           |               |                                                     |
| 申 込 受 付 | 貸与予定額に達するまでの随時受付                                                                                                                                                                                          |               |                                                     |
| 申 込 先   | センター札幌本部、道内商工会・商工会議所<br>※商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます（10 年以内）。                                                                                                                                   |               |                                                     |

（※）貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者等設備貸与事業ホームページ [https://www.hsc.or.jp/consul/facility\\_small/](https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/)

### ◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財) 北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404



## 米国の関税引き上げで影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内

(北海道)

道では、米国の関税引き上げに伴い、今後、関連する中小企業者への影響が懸念されることから、影響を受ける関連中小企業者の経営及び金融の相談に対応するための相談窓口を開設しております。

## ◆相談窓口の概要

|         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| 窓口名     | 米国関税関連中小企業経営・金融特別相談室                       |
| 設置場所    | 道庁（経済部地域経済局中小企業課）（※1）                      |
| 受付時間    | 平日の 8：45～17:30                             |
| 電話番号    | 011-204-5331（経営相談）<br>011-204-5346（金融相談）   |
| メールアドレス | keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp（※2） |

※1 各総合振興局・振興局（産業振興部商工労働観光課）にも設置しております。

連絡先は下記ウェブページをご覧ください。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/toiawase.html>

※2 土日・祝日のお問い合わせについてはメールにてお送りください。翌開庁日以降に担当課よりご連絡いたします。  
具体的なご相談の内容・ご芳名・ご連絡先を必ずご記載ください。

※3 詳しい情報については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/218653.html>

## ◆当面の金融支援（北海道中小企業総合振興資金）

令和 7 年(2025 年)10 月 1 日現在

|       | 経営環境変化対応貸付                                                          | 経営環境変化対応貸付<br>(認定企業)                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 対象事業者 | 売上・利益が減少している方                                                       | セーフティーネット保証 5 号の指定業種に属しており、売上が減少している方                                    |
| 融資条件  | ・最近 3 か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ 5 % 以上減少<br>・最近 3 か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少など | ・セーフティーネット保証 5 号の認定を受けたもの<br>（指定業種に属しており、最近 3 か月の売上高等が前年同期比 5 % 以上減少 など） |
| 融資利率  | 1. 4 %～2. 0 %                                                       | 1. 2 %～1. 4 %                                                            |

## ◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 (TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について

(北海道)

北海道では、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している企業に、以下のとおり優遇措置を講じます。

### ※パートナーシップ構築宣言とは

関係省庁や経済団体等をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設されました。

「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

<「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト>

<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>

### 北海道におけるパートナーシップ構築宣言企業への優遇措置

| 項 目                                                           | 優遇措置の内容                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 低利な道制度融資の対象に追加<br>(令和5年2月13日～)                                | 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等を融資対象とした道制度融資の中でも低利な『ステップアップ貸付「政策サポート」』の融資対象となります。                                                                                   |
| 補助金審査時の加点措置<br>(中小企業競争力強化促進事業費補助金)<br>(令和5年度～)                | 北海道産業振興条例に基づき、中小企業者等が新分野・新市場進出等のために行うマーケティングや製品・サービスの開発などに要する経費に対し、補助する事業(中小企業競争力強化促進事業費補助金)の審査時に加点を行います。                                                      |
| 総合評価一般競争入札及び随意契約(プロポーザル方式)における加点措置(経済部における契約に限る。)<br>(令和5年度～) | 価格のみによって契約の相手方を決定しがたい場合や契約の性質または目的が競争入札に適しない場合の契約方法である、総合評価一般競争入札や随意契約(プロポーザル方式)の審査時において加点を行います。                                                               |
| 官公需における優先発注<br>(令和5年度～)                                       | 道が物品購入や役務・工事を発注する「官公需」において、地域経済に配慮し、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」において、新たに「パートナーシップ構築宣言」に登録・公表している中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めるよう定め、関係機関に対して、本方針の趣旨を周知し、同様の配慮を行うよう働きかけます。 |

◆詳しくはこちら <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/141713.html>

◆問い合わせ先 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 (TEL:011-204-5331)

## 中小企業経営相談室のご案内

(北海道)

道では、中小企業等の皆様が持つ様々な経営課題の相談に応じるため、中小企業経営相談室を本庁及び各(総合)振興局に設置しています。ご相談がありましたらお気軽にご連絡ください。

### ◆各相談室連絡先・設置場所

| お住まいの地域        | 連絡先          | 設置場所              |
|----------------|--------------|-------------------|
| 石狩管内にお住まいの方    | 011-204-5827 | 石狩振興局商工労働観光課      |
| 空知管内にお住まいの方    | 0126-20-0061 | 空知総合振興局商工労働観光課    |
| 後志管内にお住まいの方    | 0136-23-1362 | 後志総合振興局商工労働観光課    |
| 胆振管内にお住まいの方    | 0143-24-9589 | 胆振総合振興局商工労働観光課    |
| 日高管内にお住まいの方    | 0146-22-9281 | 日高振興局商工労働観光課      |
| 渡島管内にお住まいの方    | 0138-47-9459 | 渡島総合振興局商工労働観光課    |
| 檜山管内にお住まいの方    | 0139-52-6641 | 檜山振興局商工労働観光課      |
| 上川管内にお住まいの方    | 0166-46-5940 | 上川総合振興局商工労働観光課    |
| 留萌管内にお住まいの方    | 0164-42-8440 | 留萌振興局商工労働観光課      |
| 宗谷管内にお住まいの方    | 0162-33-2528 | 宗谷総合振興局商工労働観光課    |
| オホーツク管内にお住まいの方 | 0152-41-0636 | オホーツク総合振興局商工労働観光課 |
| 十勝管内にお住まいの方    | 0155-27-8537 | 十勝総合振興局商工労働観光課    |
| 釧路管内にお住まいの方    | 0154-43-9181 | 釧路総合振興局商工労働観光課    |
| 根室管内にお住まいの方    | 0153-24-5619 | 根室振興局商工労働観光課      |

上記のほか、本庁(経済部中小企業課)でもご相談を受け付けています。

▼経営相談: 011-204-5331

▼金融相談: 011-204-5346

### ◆開設時間

8:45～17:30(平日のみ)

## 北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について

(北海道)

令和5年(2023年)9月27日に北海道医療大学が移転を決定したことに伴い、今後、商工業者など関連する中小企業者等への影響が懸念されることから、影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談窓口を設置しております。

### ◆設置場所

石狩振興局産業振興部商工労働観光課内（札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館6階）

### ◆相談受付時間

平日8:45～17:30

### ◆相談内容

経営・金融相談

### ◆電話番号

011-204-5827

### ◆メールアドレス

ishikari.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

### 【参考】 当別町、当別町商工会における相談窓口

当別町役場及び当別町商工会に「北海道医療大学移転関連事業者向け相談窓口」が設置されております。

### ◆当別町役場

電話番号 0133-23-3129

相談窓口ホームページ

<https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/syoutoku/42606.html>

### ◆当別町商工会

電話番号 0133-23-2447

商工会ホームページ

<https://r.gooue.jp/tobetsu/>

## 勤労者福祉資金のご案内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

## ◎こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

## ◆制度の概要

令和 7 年(2025 年)10 月 1 日現在

令和7年(2025年)10月1日現在

| 区 分  | 中小企業等で働く方                                                                                                                               | 非正規労働者の方                           | 季節労働者の方                                                                                                           | 離職者の方                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 融資対象 | 中小企業に勤務する方・NPO、社会福祉法人、医療法人等の法人に勤務する方                                                                                                    | 非正規労働者の方（有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など） | 2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者）で、次のいずれの要件も備えた方<br>① 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方<br>② 前年の総収入が 150 万円以上の方 | 企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方<br>① 雇用保険受給資格者<br>② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方 |
|      | ただし、以下の条件に当てはまる方<br>① 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方<br>② 前年の総収入が 150 万円以上の方（北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合）                                      |                                    |                                                                                                                   |                                                                                                 |
|      | ※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。                                                                                                                  |                                    |                                                                                                                   |                                                                                                 |
| 資金使途 | 医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費                                                                                |                                    |                                                                                                                   | 医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、一般生活費                                                     |
| 融資金額 | 120万円以内                                                                                                                                 |                                    |                                                                                                                   | 100万円以内                                                                                         |
| 融資期間 | 8年以内<br>（育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）                                                                                         |                                    | 8年以内                                                                                                              | 5年以内<br>（6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）                                                                   |
| 融資利率 | 年2.00%（※1）                                                                                                                              |                                    | 年0.80%                                                                                                            |                                                                                                 |
| 償還方法 | 元利均等月賦償還及び半年賦併用可                                                                                                                        |                                    |                                                                                                                   |                                                                                                 |
| 信用保証 | 取扱金融機関の定めによります。                                                                                                                         | 北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。              |                                                                                                                   |                                                                                                 |
| 申込先  | 取扱金融機関（北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）が申し込み窓口となっています。<br>※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。 |                                    |                                                                                                                   |                                                                                                 |

※1 育児・介護休業者の場合については、2026 年 3 月末申込受付分まで保証料免除となります。

※2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.html>

## ◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 水産物不漁に伴う中小企業向け融資制度のご案内

(北海道)

道では、水産物の不漁により経営に影響を受けている中小企業者の皆様を対象として、次の融資制度をご用意しております。

## ◆制度の概要

令和7年(2025年)10月1日現在

| 資金名     | 経営環境変化対応貸付 [認定企業] (イ)                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 融資対象    | ① 水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している方<br>② 漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる方 |
| 資金使途    | 事業資金(設備資金・運転資金)                                                                                                                                                                                                               |
| 融資金額    | 2億円以内                                                                                                                                                                                                                         |
| 融資期間    | 10年以内(据置3年以内)                                                                                                                                                                                                                 |
| 融資利率    | [固定] 1.2%(融資期間5年以内の場合)<br>1.4%(融資期間10年以内の場合)<br>[変動] 1.2%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)                                                                                                                                               |
| 担保・償還方法 | 取扱金融機関の定めるところによります                                                                                                                                                                                                            |
| 信用保証    | 全て信用保証協会の保証付きとします<br>[保証料率]<br>一般保証適用の場合<br>経営状況に応じ年0.45%～年1.90%(9段階)                                                                                                                                                         |
| 取扱期間    | 令和7年(2025年)12月31日まで                                                                                                                                                                                                           |
| 取扱金融機関  | 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会                                                                                                                                                                |

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/194824.html>

## ◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所



## コストアップに対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューをご用意しております。

## ◆制度の概要

令和7年(2025年)10月1日現在

| 資金名    | 経営環境変化対応貸付                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 融資対象(1)                                                                                                                                                                                            | 融資対象(2) [原料等高騰]                                                                                                                                                                                                                       |
| 融資対象   | (ア) 最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している方<br>(イ) 最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している方<br>(ウ) 前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している方<br>(エ) 最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している方 | (ア) 最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」)が前年同期に比べ増加している方<br>(イ) 原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方<br>(ウ) 原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する方 |
| 資金使途   | 事業資金(運転資金・設備資金)                                                                                                                                                                                    | (ア) (イ) 運転資金 (ウ) 設備資金                                                                                                                                                                                                                 |
| 融資金額   | 5,000万円以内                                                                                                                                                                                          | 1億円以内                                                                                                                                                                                                                                 |
| 融資期間   | 10年以内(うち据置2年以内)                                                                                                                                                                                    | 10年以内(うち据置2年以内)                                                                                                                                                                                                                       |
| 融資利率   | 《固定金利》<br>3年以内 年1.4%、5年以内 1.6%、7年以内 年1.8%、10年以内 2.0%<br>《変動金利》<br>年1.4%(融資期間が3年超の場合に限る)                                                                                                            | 《固定金利》<br>5年以内 年1.2%<br>10年以内 年1.4%<br>《変動金利》<br>年1.2%(融資期間が3年超の場合に限る)                                                                                                                                                                |
| 信用保証   | 必要により信用保証協会の保証に付することがあります。<br>保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 取扱機関   | 令和8年(2026年)3月31日まで                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 取扱金融機関 | 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                       |

※上記資金の他にも様々なメニューをご用意しております。詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/2708shikinmenu.html>

## ◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 北海道の中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)

(北海道)

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるように、中小企業総合振興資金融資制度をご用意しております。

## ◆制度概要

令和7年(2025年)10月1日現在

| 目的、用途                           | 貸付メニュー                 | 融資金額                          | 融資期間                                 | 融資利率         |
|---------------------------------|------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 創業したい、事業開始後5年未満                 | 創業貸付                   | 3,500万円以内                     | 10年以内                                | 1.4%～2.0%    |
| 事業規模を拡大したい                      | ステップアップ貸付              | 8,000万円以内                     | 10年以内                                | 1.7%～2.2%    |
| 食や環境・エネルギーなどの分野における新事業展開に取り組みたい | ステップアップ貸付<br>【政策サポート】  | 1億円以内                         | 10年以内                                | 1.4%～2.0%    |
| ゼロカーボン・チャレンジャーに登録した             | ステップアップ貸付<br>【ゼロカーボン】  | 1億円以内                         | 10年以内                                | 1.4%～2.0%    |
| 観光施設の新増設、工場や事業所などの新増設を行いたい      | ステップアップ貸付<br>【観光・企業立地】 | 8億円以内<br>うち運転2億円以内            | 運転：10年以内<br>設備：20年以内<br>立地：15年以内     | 1.4%～2.0%    |
| 事業承継を行いたい                       | 事業承継貸付                 | 1億円以内                         | 10年以内                                | 1.4%～2.0%    |
| 経営改善や事業再生を図りたい                  | 企業体質強化貸付               | 1億円以内                         | 15年以内                                | 金融機関<br>所定利率 |
| 景気低迷により、売上が減少している               | 経営環境変化対応貸付             | 5,000万円以内                     | 10年以内                                | 1.4%～2.0%    |
| 原料等価格の高騰の影響を受けている               | 経営環境変化対応貸付<br>【原料等高騰】  | 1億円以内                         | 10年以内                                | 1.2%～1.4%    |
| セーフティネット保証制度の認定を受けた             | 経営環境変化対応貸付<br>【認定企業】   | 2億円以内                         | 10年以内                                | 1.2%～1.4%    |
| 災害により経営に支障が生じている                | 経営環境変化対応貸付<br>【災害復旧】   | 運転5,000万円以内<br>設備8,000万円以内    |                                      |              |
| 業績向上に向けた取組を行いたい                 | 業績向上応援貸付               | 3,000万円以内                     |                                      |              |
| あらかじめ災害に備えたい                    | 防災・減災貸付                | 1億円以内                         | 10年以内                                | 1.4%～2.0%    |
| 耐震改修対策に取り組みたい                   | 防災・減災貸付<br>【耐震改修対策】    | 16億円以内                        | 20年以内                                | 1.3%～1.9%    |
| 中小企業者等の方で一般的な事業資金が必要            | 一般貸付                   | 8,000万円以内                     | 10年以内                                | 1.9%～2.5%    |
| 小規模企業者等の方で一般的な事業資金が必要           | 小規模企業貸付                | 5,000万円以内                     | 運転：7年以内<br>設備：10年以内<br>※短期(1年以内)の利用可 | 1.7%～2.2%    |
| 小口零細企業保証制度の対象                   | 小規模企業貸付【小口】            | 既存の保証付き<br>残高を含め<br>2,000万円以内 |                                      |              |

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 (TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/2708shikinmenu.html>

## 借入金の返済が負担となっている事業者の方へ

(北海道)

道の制度融資では、民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のために借換が可能な融資制度をご用意しております。

- ・借換と同時に新規分を含めた増加融資や複数の道制度融資を一本化できます。
- ・保証の有無にかかわらず道制度融資の既往貸付を借換え可能です。

## ◆借換えに活用できる貸付制度

令和7年(2025年)10月1日現在

| 貸付制度名      | 融資対象者の概要                                                | 融資金額      | 融資(据置)期間                    | 融資利率(%)                    |
|------------|---------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------|----------------------------|
| 企業体質強化貸付   | 事業再生計画を立て、経営の改善に取り組む方(「経営改善サポート保証」の対象となる方)              | 1億円以内     | 15年(5年)以内                   | 金融機関<br>所定の利率              |
| 経営環境変化対応貸付 | 売上の減少等、業況の悪化を来している方                                     | 5,000万円以内 | 10年(2年)以内                   | 固定: 1.4<br>~2.0<br>変動: 1.4 |
| 原料等高騰      | 原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方                                | 1億円以内     |                             | 固定: 1.2<br>~1.4<br>変動: 1.2 |
| 認定企業       | 取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方                       | 2億円以内     | 10年(3年)以内                   | 固定: 1.2<br>~1.4<br>変動: 1.2 |
| 小規模企業貸付    | 従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模事業者の方                          | 5,000万円以内 | 運転: 7年<br>設備: 10年<br>(1年)以内 | 固定: 1.7<br>~2.2<br>変動: 1.7 |
| 小口         | 小規模事業者で既往の信用保証協会付き融資残高が2,000万円未満である方(小口零細企業保証制度の対象となる方) | 2,000万円以内 |                             |                            |

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 (TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yyushi/115975.html>

## 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内

（北海道労働局）

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して上昇させた場合に、出向元に助成を行うことにより、企業の事業活動を促進し雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする制度です。

### ●主な受給要件

#### 1 助成金の対象となる「出向」

- (1) 出向期間終了後は元の事業所に戻ることを前提に、労働者（雇用保険被保険者）のスキルアップを目的とする出向が対象。
- (2) 労働者の出向復帰後6ヶ月間の各月の賃金を、出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

#### 2 対象となる事業主

労働者のスキルアップにより企業活動を促進し雇用機会等の増大を目的として出向を実施する出向元事業主のみが対象。

※独立性が認められない事業主間の出向の場合は対象となりません。

### ●助成金の支給額

#### ○助成率

中小企業      2/3                  中小企業以外      1/2

#### ○助成額

以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで助成）

- イ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額。
- ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額。

※出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

#### ○上限額

8,870円/1人1日当たり

（1事業所1年度当たり1,000万円まで）

※上限額は雇用保険の基本手当日額の最高額（令和7年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

※上記の他にも様々な要件がありますので、下記問い合わせ先、厚生労働省ホームページ、ガイドブック等で確認をお願いします。

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室  
（雇用助成金さっぽろセンター） TEL：011-788-2294

### ●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html)

## 雇用調整助成金のご案内

(北海道労働局)

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

## ●主な支給要件

- イ 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- ロ 雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。
- ハ 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- ニ 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間中に、支給を受けた直前の判定基礎期間又は支給対象期間の末日のいずれか遅い日の翌日から起算して1年を超えていること。

## ●受給手続

- イ 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要。
- ロ 計画届の提出後、対象期間内の各「支給対象期間」ごとに、当該支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に、支給申請書を提出することが必要。

## ●支給額

※対象労働者1人1日あたり8,870円が上限です。（令和7年8月1日現在）

| 助成内容と受給できる金額                                                     | 中小企業    | 中小企業以外 |
|------------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率（※） | 2/3     | 1/2    |
| 教育訓練を実施したときの加算額（支給対象者1人1日あたり）                                    | 1,200 円 |        |

累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間からは下記の助成率および教育訓練加算額が適用されます。

| 教育訓練実施率           | 企業規模 | 助成率 | 教育訓練加算額 |
|-------------------|------|-----|---------|
| 1/10 未満           | 中小企業 | 1/2 | 1,200 円 |
|                   | 大企業  | 1/4 |         |
| 1/10 以上<br>1/5 未満 | 中小企業 | 2/3 |         |
|                   | 大企業  | 1/2 |         |
| 1/5 以上            | 中小企業 | 2/3 | 1,800 円 |
|                   | 大企業  | 1/2 |         |

- 問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室  
（雇用助成金さっぽろセンター） TEL：011-788-2294

## ●厚生労働省ホームページ

雇用調整助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_20200515.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html)



## キャリアアップ助成金について

(北海道労働局)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です（令和7年7月1日改正）

| 助 成 内 容                              |                                                                   | 助 成 額 ※ ( ) は大企業の額 < > は小規模企業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 正社員化コース                              | 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した場合 (1人当たり)                                   | <p>重点支援対象者</p> <p>①有期→正規: 80万円 (60万円) ②無期→正規: 40万円 (30万円)</p> <p>上記以外</p> <p>①有期→正規: 40万円 (30万円) ②無期→正規: 20万円 (15万円)</p> <p>※重点支援対象者とは、a～cのいずれかに該当する者</p> <p>a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者</p> <p>b: 雇入れから3年未満で、過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下及び過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない</p> <p>c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者</p> <p>※雇用された期間が5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします</p> <p>※正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合に以下の助成額を加算</p> <p>1事業所当たり20万円 (15万円) (1事業所当たり1回のみ)</p> <p>※勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算</p> <p>1事業所当たり40万円 (30万円) (1事業所当たり1回のみ)</p> |
| 障害者正社員化コース                           | 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合 (1人当たり)                             | <p>重度障害者等</p> <p>①有期→正規: 120万円 (90万円) ②有期→無期: 60万円 (45万円)</p> <p>③無期→正規: 60万円 (45万円)</p> <p>上記以外の障害者</p> <p>④有期→正規: 90万円 (67万5,000円) ⑤有期→無期: 45万円 (33万円)</p> <p>⑥無期→正規: 45万円 (33万円)</p> <p>※助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 賃金規定等改定コース                           | 有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、3%以上上昇させた場合 (1人当たり)                        | <p>①賃金を上昇 (3%～4%未満) させた場合: 4万円 (2万6,000円)</p> <p>②賃金を上昇 (4%～5%未満) させた場合: 5万円 (3万3,000円)</p> <p>③賃金を上昇 (5%～6%未満) させた場合: 6万5,000円 (4万3,000円)</p> <p>④賃金を上昇 (6%以上) させた場合: 7万円 (4万6,000円)</p> <p>※「職務評価」の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合に以下の助成額を加算</p> <p>1事業所当たり20万円 (15万円) (1事業所当たり1回のみ)</p> <p>※有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算</p> <p>1事業所当たり20万円 (15万円) (1事業所当たり1回のみ)</p>                                                                                                                                                                   |
| 賃金規定等共通化コース                          | 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合 (1事業所当たり)                 | 60万円 (45万円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 賞与・退職金制度導入コース                        | 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合 (1事業所当たり)                 | <p>40万円 (30万円)</p> <p>※ 同時に導入した場合に以下の助成額を加算</p> <p>16万8,000円 (12万6,000円)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 〔令和8年3月31日までの暫定措置〕<br>社会保険適用時処遇改善コース | 有期雇用労働者等の賃金総額を増加、または週所定労働時間を延長、またはその両方を実施し、新たに社会保険を適用した場合 (1人当たり) | <p>①賃金総額を15%以上増額させた場合: 最大50万円 (最大37万5,000円)</p> <p>※6か月ごとに10万円 (7万5,000円)</p> <p>②週所定労働時間を延長した場合: 30万円 (22万5,000円)</p> <p>③①と②を併用した場合: 最大50万円 (最大37万5,000円)</p> <p>※1年目に①を実施し、2年目に②を実施</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 〔令和7年7月新設〕<br>短時間労働者労働時間延長支援コース      | 有期雇用労働者等を新たに社会保険に加入させるとともに、労働時間延長等により収入増加の取組を行った場合 (1人当たり)        | <p>①1年目に以下のいずれかの取組を行った場合: 40万円 (30万円) &lt;50万円&gt;</p> <p>a 労働時間を5時間以上延長</p> <p>b 労働時間を4時間以上5時間未満延長し、賃金を5%以上増加</p> <p>c 労働時間を3時間以上4時間未満延長し、賃金を10%以上増加</p> <p>d 労働時間を2時間以上3時間未満延長し、賃金を15%以上増加</p> <p>②①の取組み後、更に以下のいずれかの取組を行った場合: 20万円 (15万円) &lt;25万円&gt;</p> <p>a 労働時間を更に2時間以上延長</p> <p>b 基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用</p>                                                                                                                                                                                                             |

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL：011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)



## 産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）のご案内

（北海道労働局）

景気の変動、産業構造の変化等の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、生産性向上に資する取組等を人材確保・育成の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と新たな人材の円滑な受け入れを支援するものです。

## ●主な受給要件

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の実施する「事業再構築補助金」※1またはものづくり補助金事務局の実施する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」）」※2の事業計画書の申請を行い、当該ものづくり補助金の交付決定を受けていること。
  - ※1 第12回および第13回の「成長分野進出枠（通常類型）」に限る。
  - ※2 第17次以降の「製品・サービス高付加価値枠」に限る。
  - ※1,2 事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限る。
- 2 対象労働者の雇い入れにあたって、下記の①～③の全ての条件を満たすこと。
  - ①雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること。
  - ②期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること。
  - ③交付決定を受けた補助金の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること。
- 3 対象労働者の雇い入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと。
- 4 生産指標が事業再構築補助金またはものづくり補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること。
- 5 対象労働者については、事業再構築補助金またはものづくり補助金の交付決定を受けた生産性向上等に係る業務に就く者であって、次の①と②に該当する者。
  - ①次のaかbのいずれかに該当する者。
    - a.専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者。
    - b.部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者。
  - ②1年間に350万円以上の賃金（※3）が支払われる者。
    - ※3 時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限る。また、助成金の支給については支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限る。

## ●助成金の支給額

- 1 助成額
  - ①中小企業：250万円/人※4（125万円×2期※5）
  - ②中小企業以外：180万円/人※4（90万円×2期※5）
  - ※4 一事業主あたり5人までの支給に限る。
  - ※5 雇い入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給。

- 2 助成対象期間  
1年間

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室  
（雇用助成金さっぽろセンター） TEL：011-788-2294

## ●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/sankokinsangyourenk\\_eijinjaikakuhotou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinsangyourenk_eijinjaikakuhotou_00001.html)

## 人材開発支援助成金について

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。（令和7年4月1日改正）

## 1 助成メニュー

| 支給対象となる訓練等                                                                                | 助成対象          | 対象労働者    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----------|
| ① 人材育成支援コース                                                                               |               |          |
| 10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練 | 事業主<br>事業主団体等 | 雇用保険被保険者 |
| ② 教育訓練休暇等付与コース                                                                            |               |          |
| 有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成                                         | 事業主           | 雇用保険被保険者 |
| ③ 人への投資促進コース 令和4年4月～                                                                      |               |          |
| ・ 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練<br>高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練                                       | 事業主           | 雇用保険被保険者 |
| ・ 情報技術分野認定実習併用職業訓練<br>IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練                                |               |          |
| ・ 定額制訓練<br>サブスクリプション型の研修サービスによる訓練                                                         |               |          |
| ・ 自発的職業能力開発訓練<br>労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成）                                       |               |          |
| ・ 長期教育訓練休暇等制度<br>長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成                     |               |          |
| ④ 事業展開等リスキリング支援コース 令和4年12月～                                                               |               |          |
| 事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練                                                  | 事業主           | 雇用保険被保険者 |

## 2 助成額・助成率 ( ) 内は中小企業以外の助成額・助成率

| 支給対象となる訓練等                               |                  |        | 賃金助成額<br>(1人1時間当たり) |                        | 経費助成率                       |                             | OJT実施助成額<br>(1人1コース当たり) |                        |
|------------------------------------------|------------------|--------|---------------------|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------|------------------------|
|                                          |                  |        |                     | 賃金要件等<br>を満たす<br>場合※ 6 |                             | 賃金要件等<br>を満たす<br>場合※ 6      |                         | 賃金要件等<br>を満たす<br>場合※ 6 |
| ① 人材育成支援コース                              | 人材育成訓練           | OFF-JT | 800円<br>(400円)      | 1,000円<br>(500円)       | 45%<br>(30%) ※ 1<br>70% ※ 2 | 60%<br>(45%) ※ 1<br>85% ※ 2 | —                       | —                      |
|                                          | 認定実習併用職業訓練       | OFF-JT | 800円<br>(400円)      | 1,000円<br>(500円)       | 45%<br>(30%)                | 60%<br>(45%)                | —                       | —                      |
|                                          |                  | OJT    | —                   | —                      | —                           | —                           | 20万円<br>(11万円)          | 25万円<br>(14万円)         |
|                                          | 有期実習型訓練※ 3       | OFF-JT | 800円<br>(400円)      | 1,000円<br>(500円)       | 75%                         | 100%                        | —                       | —                      |
|                                          |                  | OJT    | —                   | —                      | —                           | —                           | 10万円<br>( 9 万円)         | 13万円<br>(12万円)         |
| ② 教育訓練休暇等付与コース                           |                  |        | —                   | —                      | 30万円                        | 36万円                        | —                       | —                      |
| ③ 人への令和4年投資促進コース※ 7                      | 高度デジタル人材訓練       | OFF-JT | 1,000円<br>(500円)    | —                      | 75%<br>(60%)                | —                           | —                       | —                      |
|                                          | 成長分野等人材訓練        | OFF-JT | 1,000円※ 4           | —                      | 75%                         | —                           | —                       | —                      |
|                                          | 情報技術分野認定実習併用職業訓練 | OFF-JT | 800円<br>(400円)      | 1,000円<br>(500円)       | 60%<br>(45%)                | 75%<br>(60%)                | —                       | —                      |
|                                          |                  | OJT    | —                   | —                      | —                           | —                           | 20万円<br>(11万円)          | 25万円<br>(14万円)         |
|                                          | 定額制訓練            | OFF-JT | —                   | —                      | 60%<br>(45%)                | 75%<br>(60%)                | —                       | —                      |
|                                          | 自発的職業能力開発訓練      | OFF-JT | —                   | —                      | 45%                         | 60%                         | —                       | —                      |
|                                          | 長期教育訓練休暇制度       |        | 1,000円※ 5<br>(800円) | — ※ 5<br>(1,000円)      | 20万円                        | 24万円                        | —                       | —                      |
|                                          | 教育訓練短時間勤務等制度     |        | —                   | —                      | 20万円                        | 24万円                        | —                       | —                      |
| ④ 事業展開等<br>リスクリング支援 コース<br>令和 4 年12月～※ 7 |                  | OFF-JT | 1,000円<br>(500円)    | —                      | 75%<br>(60%)                | —                           | —                       | —                      |

※1 正規雇用労働者等の場合の助成率

※2 非正規雇用労働者の場合の助成率

※3 正社員化した場合に助成

※4 国内の大学院を利用した場合に助成

※5 有給休暇の場合のみ助成

※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して 当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

※7 令和8年度末までの時限措置

## ◆問い合わせ先:

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
(雇用助成金さっぽろセンター6階)TEL:011-788-9070

## ◆厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

## 人材確保等支援助成金について

(北海道労働局)

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等に取り組む事業主に対して助成する制度です

### 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース（令和7年4月1日受付再開）

雇用管理制度（賃金規定制度（中小企業事業主のみ）、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）又は業務負担軽減機器等（従業員の直接的な作業負担を軽減する機器・設備等）の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成します。

#### 【助成金額】

雇用管理制度の導入：1制度導入につき20<25>万円又は40<50>万円  
(上限額80<100>万円)

業務負担軽減機器等の導入：機器等の導入に要した経費の $1/2$ <62.5/100>  
(上限額150<187.5>万円)

(注) 上限額は、複数の雇用管理制度又は業務負担軽減機器等を導入した際の助成上限

(注) <> 賃金要件が認められる場合の額

### 中小企業団体助成コース

改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が構成中小企業者のために、人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成します。

#### 【助成金額】

中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の $2/3$ を支給  
(上限額は、団体の規模に応じて600～1,000万円)

### 外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備（就業規則等の多言語化など）を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成します。

#### 【助成金額】

1制度導入につき20万円（上限80万円）

#### ◆問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL 011-788-9132

#### ◆厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07843.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html)

## 「プロフェッショナル人材センター運営事業」のご案内

### (公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、北海道からプロフェッショナル人材センター運営事業を受託し、企業の成長戦略を実現するため、新たな人材の活用や副業・兼業人材の活用をご提案する「北海道プロフェッショナル人材センター」を運営しています。

本事業は、人手不足等を課題とする道内中小企業等に対し、道外からの人材誘致を図るためプロフェッショナル人材活用の意欲を喚起し、人材ニーズの掘り起こしを行い、民間人材ビジネス紹介事業者へ取次ぐことで人材の採用をサポートすることを目的とする事業です。

また、本年度よりプロフェッショナル人材センターを通じて副業・兼業人材を初めて利用される企業を対象に副業・兼業補助金(副業・兼業活用促進事業)の募集が開始されます。

ご利用を検討される方は、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

#### ◆運営体制

##### <札幌本部>

人材戦略マネージャー 榎本 泰己

サブマネージャー 山田 仁美

※北海道中小企業総合支援センターの各支部においても相談対応が可能です。

#### ◆営業時間

月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く) 9:00～17:00

#### ◆問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター ((公財)北海道中小企業総合支援センター内)

TEL:011-232-2405

#### ◆ホームページ

<https://pro-jinzai-hokkaido.jp/>

## 人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します 【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について **【更新】**

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



**北海道ビジネスサポート・ハローワーク**

### ◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談 (同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

### ◆11月の事業所向けセミナー

#### ・人材確保支援セミナー 会場：ハローワーク札幌 1階大会議室

|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| ① 魅力ある求人の出し方セミナー | 11月20日(木) 14:00～15:30 |
| ② 採用力向上セミナー      | 11月25日(火) 14:00～15:30 |

#### ・雇用保険の手続き・実務がわかるセミナー 会場：北海道ビジネスサポート・ハローワーク

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| ① 雇用保険事務手続きセミナー | 11月4日(火) 14:00～16:00  |
| ② 電子申請活用セミナー    | 11月11日(火) 14:00～15:30 |
| ③ 雇用継続給付セミナー    | 11月18日(火) 14:00～16:00 |

※上記①、③は、90分のセミナーの後、高齢・障害・求職者雇用支援機構から「特定求職者雇用開発助成金」と「トライアル雇用助成金」の概要案内があります。

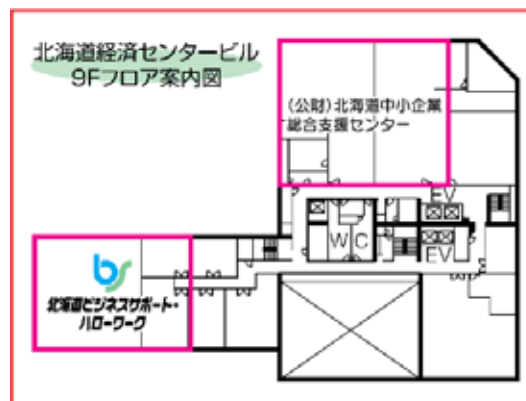
### ◆センター概要

開庁時間：月曜日～金曜日 9:30～17:00 (土日祝日及び12/29～1/3はお休み)

所在地：札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351 利用料：無料





**「人材確保・定着向上セミナー／採用力アップ相談会」及び  
「専門家派遣による無料個別支援」のご案内 【更新】**

(北海道)

道では、道内の事業者の皆さまを対象に、採用プロセスの改善や就業環境の整備など、人材不足の課題解決を目的とするセミナー・相談会を道内8カ所で開催します。

また、さらに手厚い支援をご希望の事業者様には、専門家派遣による無料個別支援を実施します。

求人票の見直しや面接法、職場定着策など、新たな気づきを得るための情報収集の場として、まずはお気軽にセミナー・相談会にご参加ください。

**◆人材確保・定着支援セミナー／採用力アップ相談会**

|                                             |                     |                                                   |
|---------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------|
| 【テーマ1】<br>理想の採用を実現！<br>マッチング精度を高める<br>ための戦略 | 札幌（1回目）<br>【対面+WEB】 | 7月30日（水）※開催終了<br>キャリアバンク（株） セミナールーム               |
|                                             | 旭川<br>【対面】          | 8月28日（木）※開催終了<br>旭川市大雪クリスタルホール レセプション室            |
|                                             | 函館<br>【対面】          | 10月9日（木）※開催終了<br>函館コミュニティプラザ Gスクエア 多目的ホール         |
| 【テーマ2】<br>企業の魅力を引き出す！<br>効果的な企業説明資料の<br>秘訣  | 苫小牧<br>【対面】         | 9月5日（金）※開催終了<br>苫小牧市文化交流センターアイビー・プラザ 学習室3         |
|                                             | 帯広<br>【対面】          | 11月7日（金）※定員に達したため受付終了<br>とかち館 丹頂の間                |
| 【テーマ3】<br>採用難時代に勝つ！<br>早期離職を防止する定着<br>促進策   | 岩見沢<br>【対面】         | 9月17日（水）※開催終了<br>岩見沢市民会館まなみーる 多目的室1.2             |
|                                             | 北見<br>【対面】          | 9月26日（金）※開催終了<br>北見市民会館 4号室                       |
|                                             | 釧路<br>【対面】          | 11月6日（木）<br>釧路市生涯学習センターまなぼっと幣舞 学習室601             |
|                                             | 札幌（2回目）<br>【対面+WEB】 | 11月11日（火）※対面参加は定員に達したため受付終了<br>キャリアバンク（株） セミナールーム |

セミナー：13：30～15：00、相談会：各セミナー終了後開催

**■申込方法**

次のホームページから申込みいただけます。（詳細はこちら）

[https://www.career-bank.co.jp/jinzai\\_kakuho/](https://www.career-bank.co.jp/jinzai_kakuho/)



**■申込締切**

各開催日の3営業日前 ※ただし、定員に達し次第締切りとさせていただきます。

※帯広のセミナーは、定員に達したため申込みを締切りしました。

※札幌（2回目）のセミナーは、対面参加の申込みが定員に達したため、WEB参加への申込みをお願いします。

なお、個別相談会希望の方で、対面での参加を希望する場合はご相談ください。

**■定員**

札幌会場：各回20社（先着順）、札幌以外の会場：各回15社（先着順）

**◆専門家派遣による無料個別支援**

相談会参加事業者のうち、10社限定の手厚い支援をご用意。事業者ごとの状況や課題に応じて専門家を派遣します。（「採用力アップ相談会」で申込みいただけます）

**◆問い合わせ先**

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係（TEL 011-251-3896）

今年度も実施します！！

## 特別支援学校企業向け見学会のご案内

(北海道)

北海道では、障がい者雇用を検討する企業を対象とした特別支援学校の見学会を実施しています。生徒たちが『生活する力』と『働く力』をみがき、学んでいる姿をご覧いただき、企業の皆様に障がい者雇用への理解を深めていただくことを目的としています。ご都合のよい日程で、ぜひご参加ください！！

### ◆開催日程

| 月 日                  | 学 校 (住 所)                                                        |
|----------------------|------------------------------------------------------------------|
| 9月 3日(水)             | 札幌あいの里高等支援学校(札幌市北区あいの里4条7丁目1-1)                                  |
| 9月26日(金)             | 今金高等養護学校(今金町今金454-1)                                             |
| 10月 7日(火)            | 雨竜高等養護学校(雨竜町字尾白利加92-21)                                          |
| 10月 8日(水)            | 美深高等養護学校あいべつ校(愛別町字南町27番地)                                        |
| 10月16日(木)            | 小平高等養護学校(小平町鬼鹿田代577番地2)                                          |
| 10月24日(金)            | 札幌市立豊明高等支援学校(札幌市北区西茨戸4条1丁目1-1)                                   |
| 10月27日(月)            | 伊達高等養護学校(伊達市松ヶ枝町105-13)                                          |
| 10月30日(木)            | 札幌稲穂高等支援学校(札幌市手稲区稲穂4条7丁目12-1)                                    |
| 11月 4日(火)            | 札幌視覚支援学校(札幌市中央区南14条西12丁目1-1)                                     |
| 11月 5日(水)            | 札幌高等養護学校(札幌市手稲区手稲前田485-3)                                        |
| 11月10日(月)            | 美深高等養護学校(美深町字西町25番地)                                             |
| 11月11日(火)            | 千歳高等支援学校(千歳市真々地2丁目3-1)                                           |
| 11月12日(水)            | 札幌みなみの杜高等支援学校(札幌市南区真駒内上町4丁目7-1)                                  |
| 11月13日(木)<br>※4校合同開催 | 中札内高等養護学校(中札内町東5条南1丁目8番地)<br>中札内高等養護学校幕別分校<br>新得高等支援学校<br>帯広養護学校 |
| 11月20日(木)            | 新篠津高等養護学校(新篠津村第45線北13)                                           |
| 11月27日(木)            | 白樺高等養護学校(北広島市輪厚621-1)                                            |
| 12月 3日(水)            | 岩見沢高等養護学校(岩見沢市東町2条8丁目960-3)                                      |
| 12月10日(水)            | 高等聾学校(小樽市銭函1丁目5番1号)                                              |

### ◆当日は、概ね10時開始、12時30分頃終了となり、主な内容は、

①学校説明 ②障がい者雇用に関する説明 ③校内(作業学習)見学 ④質疑・アンケート等 を予定しています。

### ◆参加申込方法

見学される学校見学会の実施日1週間前までに、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

①申込専用サイトでのお申し込みの場合は、下記のウェブサイトにごアクセスしてください。

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=sx8gHn1P>

②ファックスでお申し込みの場合は、下記ウェブサイトから、参加申込書をダウンロードし、ファックス送信してください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/sr/228865.htm>

※当ウェブサイトでは、事業の詳細のほか各学校のHPへリンクしていますので、ご覧ください。

### ◆お問合せ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就労支援係 担当 中村

TEL:011-204-5349(ダイヤルイン) FAX:011-232-1038

## 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内

（北海道）

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）は、国の指定する雇用情勢の厳しい地域等（同意雇用開発促進地域等）で雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴い道内に居住する求職者を一定条件で雇い入れた事業主に対し、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、国が一定の金額を助成する制度です。

令和7年度に北海道が実施する**地域活性化雇用創造プロジェクト事業**（以下、「地プロ事業」。）に参加する事業主が、所要の条件を満たした場合、国が指定する同意雇用開発促進地域等に限らず、地プロ実施地域として、この助成金の特例支給の対象となることができます。

### ●基本支給 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）[厚生労働省北海道労働局、ハローワーク]

#### 助 成 額

設備・整備に要した費用及び対象労働者の増加人数に応じて、支給申請ごとに最大3回支給。

| 設置・整備に要した費用        | 対 象 労 働 者 の 数 |       |        |       |
|--------------------|---------------|-------|--------|-------|
|                    | 3～4人          | 5～9人  | 10～19人 | 20人以上 |
| 300万円以上1,000万円未満   | 50万円          | 80万円  | 150万円  | 300万円 |
| 1,000万円以上3,000万円未満 | 60万円          | 100万円 | 200万円  | 400万円 |
| 3,000万円以上5,000万円未満 | 90万円          | 150万円 | 300万円  | 600万円 |
| 5,000万円以上          | 120万円         | 200万円 | 400万円  | 800万円 |

※本計画の作成に当たっては、北海道労働局の指導を受ける必要がありますので、最寄りのハローワークへ必ずご相談ください。

受給手続きなどの詳細は、こちらへお問い合わせください。

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）へ

### ●対象地域

| 振興局   | ※同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域等                                             |
|-------|--------------------------------------------------------------------|
| 空 知   | 夕張市、芦別市、赤平市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町 |
| 石 狩   | 石狩市（旧厚田郡厚田村、旧浜益郡浜益村の区域）、江別市、北広島市、新篠津村                              |
| 後 志   | なし                                                                 |
| 胆 振   | なし                                                                 |
| 日 高   | なし                                                                 |
| 渡 島   | 函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町                       |
| 檜 山   | 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町                                     |
| 上 川   | 富良野市、当麻町、比布町、愛別町、上川町、南富良野町、占冠村、幌加内町                                |
| 留 萌   | 羽幌町（焼尻島、天売島の区域）                                                    |
| 宗 谷   | 礼文町、利尻町、利尻富士町                                                      |
| オホーツク | なし                                                                 |
| 十 勝   | 上士幌町、新得町、大樹町、広尾町、幕別町（旧広尾郡忠類村の区域）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町           |
| 釧 路   | 厚岸町（小島の区域）                                                         |
| 根 室   | なし                                                                 |

【道雇用労政課HP】

### ●特例支給（上乗せ支給額）

地プロ業種  
上乗せ支給

**(例)50万円/人×3人  
=150万円**

基本支給額（最大3回）に加え、初回のみ上乗せ支給を受けられます  
※特例支給は、対象となる業種等の条件があります。  
※1事業所あたり20人が上乗せ支給の上限人数

※指定地域 61市町村  
【同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域】

地域活性化雇用創造  
プロジェクト事業に参加すると  
道内全域に拡大

## 北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて

(北海道)

北海道就業支援センター（ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ）では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりございますので、ぜひご活用ください。

### ◆企業向け支援メニュー

| メニュー名               | 実施内容                                                       | 実施地域 | 実施時期 |
|---------------------|------------------------------------------------------------|------|------|
| 企業個別相談<br>(訪問支援)    | 人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。                       | 道内   | 通年   |
| 企業内キャリア<br>コンサルティング | 社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。 | 道内   | 通年   |

### ◆求職者向け支援メニュー ※企業関係分のみ抜粋

| メニュー名              | 実施内容                                           | 実施地域        | 実施時期 |
|--------------------|------------------------------------------------|-------------|------|
| 職業体験<br>(インターンシップ) | 求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。                 | 道内          | 通年   |
| 企業見学会・<br>交流会      | 人手不足産業等の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催) | 札幌<br>地方5拠点 | 随時   |

### ◆問い合わせ先

北海道就業支援センター（ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ）

TEL: 011-209-4510（月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00）※日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <https://www.jobcafe-h.jp/>

## 「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

(北海道)

道では、働き方改革に関する地域の中小企業者等の相談対応の強化を図るため、本庁及び(総合)振興局に相談窓口を設置し、国(北海道労働局)と連携した専門家による相談・助言等を行います。

## ◆支援内容

## 1 名称等

〔名称〕 「働き方改革関連特別相談窓口」

〔設置場所(16か所)〕

- ・経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室内
- ・各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課内
- ・後志総合振興局産業振興部商工労働観光課小樽商工労働事務所内

## 2 業務

上記振興局等の窓口において、職員が日常的に相談に対応するほか、毎月1回程度、相談日を設けて、専門家による相談対応を行います。

専門家による相談については、対面の他、会社または自宅からオンラインによる相談も可能です。

なお、専門家は、厚生労働省北海道労働局が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」から派遣されます。

## ◆働き方改革特別相談窓口設置箇所及び連絡先

| 設置場所              | 所在地                                    | 電話番号         |
|-------------------|----------------------------------------|--------------|
| 空知総合振興局商工労働観光課    | 068-8558 岩見沢市8条西5丁目                    | 0126-20-0061 |
| 石狩振興局商工労働観光課      | 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目                 | 011-204-5827 |
| 後志総合振興局商工労働観光課    | 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目                | 0136-23-1362 |
| 後志総合振興局小樽商工労働事務所  | 047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号                | 0134-22-5525 |
| 胆振総合振興局商工労働観光課    | 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号<br>むろらん広域センタービル | 0143-24-9588 |
| 日高振興局商工労働観光課      | 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号                 | 0146-22-9281 |
| 渡島総合振興局商工労働観光課    | 041-8558 函館市美原4丁目6番16号                 | 0138-47-9457 |
| 檜山振興局商工労働観光課      | 043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3               | 0139-52-6643 |
| 上川総合振興局商工労働観光課    | 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号               | 0166-46-5938 |
| 留萌振興局商工労働観光課      | 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号                | 0164-42-8440 |
| 宗谷総合振興局商工労働観光課    | 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号                 | 0162-33-2528 |
| オホーツク総合振興局商工労働観光課 | 093-8585 網走市北7条西3丁目                    | 0152-41-0635 |
| 十勝総合振興局商工労働観光課    | 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地                 | 0155-26-9044 |
| 釧路総合振興局商工労働観光課    | 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号                 | 0154-43-9183 |
| 根室振興局商工労働観光課      | 087-8588 根室市常磐町3丁目28番地                 | 0153-23-6829 |
| 道庁雇用労政課働き方改革推進室   | 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目                 | 011-204-5354 |

## ◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室 (Tel:011-204-5354)



## 労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、ハラスメント・労働相談コール及び中小企業労働相談所において、様々な労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

## ◆ ハラスメント・労働相談コール

労働問題の専門家である社会保険労務士が、カスタマーハラスメントを始めとした各種ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等）や労働条件など、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話（フリーダイヤル）で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル 0120-81-6105

■相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00

<土曜日> 13:00～16:00

※祝日、4月26日～5月6日、8月9日～17日、12月28日～1月4日を除く

## ◆ 中小企業労働相談所

各（総合）振興局でも労働相談を行っています。

| 設置箇所              | 所在地                                    | 電話番号         |
|-------------------|----------------------------------------|--------------|
| 空知総合振興局商工労働観光課    | 068-8558 岩見沢市8条西5丁目                    | 0126-20-0061 |
| 石狩振興局商工労働観光課      | 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目                 | 011-204-5827 |
| 後志総合振興局商工労働観光課    | 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目                | 0136-23-1362 |
| 後志総合振興局小樽商工労働事務所  | 047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号                | 0134-22-5525 |
| 胆振総合振興局商工労働観光課    | 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号<br>むろらん広域センタービル | 0143-24-9588 |
| 日高振興局商工労働観光課      | 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号                 | 0146-22-9281 |
| 渡島総合振興局商工労働観光課    | 041-8558 函館市美原4丁目6番16号                 | 0138-47-9457 |
| 檜山振興局商工労働観光課      | 043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3               | 0139-52-6643 |
| 上川総合振興局商工労働観光課    | 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号               | 0166-46-5938 |
| 留萌振興局商工労働観光課      | 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号                | 0164-42-8440 |
| 宗谷総合振興局商工労働観光課    | 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号                 | 0162-33-2528 |
| オホーツク総合振興局商工労働観光課 | 093-8585 網走市北7条西3丁目                    | 0152-41-0635 |
| 十勝総合振興局商工労働観光課    | 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地                 | 0155-26-9044 |
| 釧路総合振興局商工労働観光課    | 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号                 | 0154-43-9183 |
| 根室振興局商工労働観光課      | 087-8588 根室市常磐町3丁目28番地                 | 0153-23-6829 |

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30（祝日、12月27日～1月4日を除く）

■下記ホームページにも掲載しています。

【URL】 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.html>

ハラスメント・労働相談コール 北海道

検索



**【UIJターン新規就業支援事業】  
道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内**

(北海道)

「UIJターン新規就業支援事業」は、東京圏から移住支援金実施市町村（※）に移住して北海道が開設するマッチングサイトに掲載された求人広告に移住（予定）者が応募し就職した場合等に、移住者に最大100万円を支給する制度です。

マッチングサイトに掲載する求人広告は一部の大手民間求人サイトにも無料で掲載されます。

是非ご活用ください。

（※令和7年度は道内140市町村が実施しています。）

**◆移住支援金の概要（実施市町村など、詳細は北海道ホームページをご確認ください）**

○東京23区から**実施市町村**に移住し、**道のマッチングサイトに掲載している法人に新規就業**した方に移住先の市町村から支給されます

○移住支援金は単身 最大60万円、世帯 最大100万円です。

※18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する市町村あり

**◆法人等の登録要件（詳細は北海道のホームページの実施要領をご確認ください）**

下記のいずれにも該当する法人等であること

- ・ 官公庁でないこと
- ・ 資本金10億円以上の法人でないこと
- ・ みなし大企業でないこと
- ・ 雇用保険の適用事業主であること
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

**◆法人等登録の受付**



・まずは下記 URL (移住支援金特設ページ) から**法人登録マニュアル**をダウンロードし、**登録要件**をご確認ください。

(URL) <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/matching.html>

・提出はメール(様式Excel)にて受け付けます(提出先アドレス⇒登録マニュアル参照)。

メール提出が難しい場合はご相談ください。

提出先メールアドレス:jinzai.yuti@pref.hokkaido.lg.jp

**◆問い合わせ先**

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL 011-251-3896)

中小企業大学校旭川校 11月開講講座のご案内  
～中小企業の人材育成をサポート～ **【更新】**

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。  
今回は、2025年11月に開講する研修のご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、受講  
をご検討ください。お申し込みは、ホームページからお受けしています。

◆◇ ご案内 ◇◇

2025年度の下半期カリキュラム(電子ブック版)を公開しています。資料請求は下記お問い合わせ先まで。

[https://inst.smrj.go.jp/files/ebooks/2025/asahikawa2/index\\_h5.html#1](https://inst.smrj.go.jp/files/ebooks/2025/asahikawa2/index_h5.html#1)

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

【公的助成制度】 <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/aid/index.html> をご覧ください。

詳細は、中小企業大学校旭川校までお問い合わせ下さい。

TEL : 0166-65-1200 FAX : 0166-65-2190 E-mail : asahi-kenshu@smrj.go.jp

中小企業大学校旭川校の講座内容 および 最新情報は、

ホームページ ( <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html> ) をご覧下さい。

旭川校 HP



No. 28 営業力を高める顧客ニーズのつかみ方  
～ 顧客の心をつかみ、売上アップを目指す営業の仕組みづくり ～

この研修では、マーケティングと行動経済学の考え方を活用して顧客も気づいていない潜在ニーズの  
掘り起こし方について理解し、自社の「売れる仕組み」を考えることで、これまでの営業スタイルを見つめ  
直し、売上アップ、新しい顧客の獲得を目指します。

◆この研修のポイント

1. マーケティングと行動経済学の基本を押さえ、自社の潜在的な顧客やニーズを演習を通じて掘り起こします。
2. 自社の営業を見直し、顧客ニーズに的確にアプローチできる営業スタイルへの変革を目指します。
3. 様々な事例を通じて、将来の顧客創造に役立つヒントを身につけます。

◆研修期間 11月5日(水)～11月7日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 グローカルマーケティング株式会社 代表取締役 今井 進太郎 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250280.html>

No. 29 決算書の読み方講座(財務初級編)(札幌開催)  
～ 事例を通して楽しく学ぶ!よく分かる財務の基本 ～

この研修では、決算書の仕組みや用語の意味、数字の流れなどを理解した上で、決算書から経営体質や今後の課題などを読み取るポイントについて、モデル決算書を交えて具体的に学びます。

◆この研修のポイント

1. 経理・財務に関する知識がない方にも、分かりやすく説明します。
2. 決算書の数字の意味など、財務の基礎知識を学びたい初級者の方におすすめの研修講座です。
3. 決算書を通じた経営状況の把握ができるようになります。

◆研修期間 11月10日(月)～11月12日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 財務リスク研究所株式会社 代表取締役 横山 悟一 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250290.html>

No. 30 中堅管理者研修(11月開講)  
～ さらなる成長への脱皮とマネジメントの向上へ ～

この研修では、新任管理者から中堅管理者へと脱皮し、より高いマネジメント能力を得ることをねらいとし、その土台である意識・意欲と組織をまとめる力を向上させることを学び、また、これらを自社へと波及させていくための自身の行動計画を作成していきます。

◆この研修のポイント

1. 中堅管理者が突き当たる壁を乗り越える方法を学びます。
2. 同じような環境にいる他者との交流により、視野が広がります。
3. 自身とは異なる他者との関係におけるさまざまな対応方法を学びます。

◆研修期間 11月18日(火)～11月20日(木) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 溝井&パートナー経営コンサルティング事務所 代表 溝井 伸彰 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250300.html>

No. 31 後継者のための企業経営講座 (札幌開催)  
～ 後継者として“何を学び、どう動く”べきか？ ～

この研修では、後継者に必要な心構えや押さえるべき経営の着眼点と実践ポイントを学んだ後、事例研究を通じて事業承継の実際について考えます。また、最後にまとめとして自身の今後の行動計画を立案します。

◆この研修のポイント

1. 抽象を排し具体例をふんだんに盛り込み、実践ベースで活かせる視点を大切にしている内容となっています。
2. 同じ立場の後継者とのネットワークづくりにつながります。

◆研修期間 11月20日(木)～11月21日(金) 2日間

◆研修時間 14時間

◆対象者 経営幹部、管理者、後継者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 ビジネス・コア・コンサルティング 代表  
人間力経営株式会社 代表取締役 坂本 篤彦 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250310.html>

No. 32 コーチングと部下育成 (札幌開催)  
～ 実践で学ぶ！コーチングを通じた部下の育て方 ～

この研修では、部下指導の基本的な考え方と、部下のやる気を引き出すコーチングを演習を交えて学ぶとともに、部下育成プランの作成に取り組みます。

◆この研修のポイント

1. 上司として部下指導に臨む考え方や姿勢、指導の進め方を学びます。
2. 部下の意欲を高める接し方・教え方を身につけます。
3. 部下指導を計画的に取り組む際のポイントと計画の立て方を学びます。

◆研修期間 11月26日(水)～11月28日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 Coaching Office RISE 代表・国際コーチ連盟 プロフェッショナルコーチ (PCC)  
米国 GALLUP 認定ストレングスコーチ 田中 薫 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250320.html>



## 技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】



(ポリテクセンター北海道)

企業等の在職者の方々を対象に、技能・技術の習得・向上を目的に“ものづくり分野”を主とした「能力開発セミナー」を2～3日間程度の期間で実施しています。

能力開発セミナーは、事業主及び受講者の方々からも大変ご好評いただいています。直近に実施する能力開発セミナーを記載しておりますので、貴社の人材育成にご活用ください。

### <令和7年度能力開発セミナー開催予定(11月～1月) 受講申込受付中!!>

| 分野    | 番号    | コース名                                             | 開催日           | 定員(人) | 受講料(円) |
|-------|-------|--------------------------------------------------|---------------|-------|--------|
| 機械    | 1M507 | 実験計画法を活用した生産プロセスと品質の改善<br>(表計算ソフトによる分散分析と実験計画法編) | 11/6-7(12H)   | 10    | 12,000 |
|       | 1M105 | 3次元CADを活用したアセンブリ技術(SolidWorks編)                  | 11/20-21(12H) | 10    | 11,000 |
|       | 1M101 | <CAD操作を習得したい方><br>2次元CADによる機械設計技術(AutoCAD編)      | 12/1-3(18H)   | 10    | 11,000 |
|       | 1M104 | 3次元CADを活用したソリッドモデリング技術(SolidWorks編)              | 12/2-3(12H)   | 10    | 11,000 |
|       | 1M106 | 3次元CADを活用したアセンブリ技術(SolidWorks編)                  | 12/11-12(12H) | 10    | 11,000 |
|       | 1M108 | <加工従事者のための>精密測定技術(長さ測定編)                         | 12/11-12(12H) | 8     | 9,000  |
|       | 1M111 | <フェイスミル使用>フライス盤加工技術(精密六面体加工編)                    | 12/16-17(12H) | 6     | 13,000 |
|       | 1M102 | <より効率的な操作を求める方><br>2次元CADによる機械設計技術(AutoCAD編)     | 12/17-19(18H) | 10    | 14,000 |
|       | 1M112 | <エンドミル使用>フライス盤加工技術(はめ合わせ加工編)                     | 12/18-19(12H) | 6     | 14,000 |
|       | 1M116 | 半自動アーク溶接技能クリニック                                  | 1/20-21(12H)  | 8     | 21,500 |
|       | 1M119 | TIG溶接技能クリニック                                     | 1/22-23(12H)  | 8     | 21,000 |
| 電気・電子 | 1D312 | 組込みデータベースシステム開発技術                                | 11/13-14(12H) | 10    | 8,500  |
|       | 1D216 | 人協働ロボット活用技術                                      | 11/27-28(12H) | 10    | 8,500  |
|       | 1D317 | タブレット型端末を利用した通信システム構築                            | 11/27-28(12H) | 10    | 11,000 |
|       | 1D320 | クラウドコンピューティングにおける要件定義とアーキテクチャ設計                  | 12/2-4(18H)   | 10    | 13,500 |
|       | 1D305 | PLC制御の応用技術(ST編)                                  | 12/4-5(12H)   | 10    | 9,000  |
|       | 1D310 | PLCによるタッチパネル活用技術                                 | 12/11-12(12H) | 10    | 9,000  |
|       | 1D511 | 現場のための電気保全技術                                     | 12/11-12(12H) | 10    | 8,500  |
|       | 1D204 | 有接点シーケンス制御の実践技術                                  | 1/20-21(12H)  | 10    | 8,500  |
|       | 1D222 | 電気系保全実践技術(有接点シーケンス編)                             | 1/22-23(12H)  | 10    | 7,500  |
| 居住    | 1H404 | 実践建築設計2次元CAD技術(Jw_CAD製図支援編)                      | 1/21-22(12H)  | 10    | 7,000  |
|       | 1H501 | 冷媒配管の施工と空調機器据付け技術                                | 1/22-23(12H)  | 10    | 14,000 |
|       | 1H411 | BIMを用いた建築設計技術(モデリング編)                            | 1/26-27(12H)  | 10    | 11,000 |

※会場はすべてポリテクセンター北海道(札幌市西区二十四軒)です。

#### 【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)  
生産性向上人材育成支援センター 能力開発セミナー担当(訓練第二課)

TEL:011-640-8823 FAX:011-640-8830

<ホームページURL> <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/zaishoku/index.html>







## 「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、ポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター（生産性センター）が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

### <令和7年度 生産性向上支援訓練の募集申込受付中！！> ※1名から受講可能

| コース名                    | 開催日                 | 定員<br>(人) | 実施<br>エリア | 実施<br>会場             | 受講料<br>(税込) | 受講申込<br>期限日  |
|-------------------------|---------------------|-----------|-----------|----------------------|-------------|--------------|
| ピボットテーブルを<br>活用したデータ分析  | 12/12<br>(金)        | 15        | 札幌        | キャリアバンク<br>高等職業能力開発校 | 2,200 円     | 11/5<br>(水)  |
| 管理者のための<br>問題解決力向上      | 12/16<br>(火)        | 20        | 札幌        | ポリテクセンター<br>北海道      | 3,300 円     | 11/7<br>(金)  |
| 業務に役立つ表計算ソ<br>フトの関数活用   | 1/27(火)、<br>1/28(水) | 15        | 北見        | 北見地域<br>職業訓練センター     | 2,200 円     | 12/18<br>(木) |
| 職場のリーダーに求めら<br>れる統率力の向上 | 1/29<br>(木)         | 20        | 帯広        | 十勝産業振興センター           | 3,300 円     | 12/19<br>(金) |

## サブスクリプション型訓練のご案内

令和5年度より開始した、**eラーニング形式**で受講できる生産性向上支援訓練です。

組織力強化のためのマネジメント3コースとITスキルに関する研修動画を、繰り返し受講できます。「研修を企画したいけれど従業員ごとに勤務時間や忙しい時期が異なる」などの理由で、一堂に会しての研修が難しい事業所様にお勧めします。

【生産性向上コース】①業務効率向上のための時間管理 ②成果を上げる業務改善 ③職場のリーダーに求められる統率力の向上  
【DX対応コース】①ITツールを活用した業務改善 ②AI（人工知能活用） ③効率よく分析するためのデータ集計

## DX人材の育成をサポートしています

### ■こんなお悩みありませんか

- ・デジタル化を進めたいけれど、何をすればいいかわからない。
- ・デジタル化を推進できる人材がいない。
- ・自社で活用できるツールがわからない。

### ■まずはお問い合わせください

生産性向上人材育成支援センターでは、中小企業・事業主団体等のDX人材の育成を支援しています。

豊富な全58コースの中から、企業課題やニーズに合わせたコースをご提案させていただきます。

- ・訓練日数は概ね1～5日間（4～30時間）で設定可能です。
- ・1人あたり **2,200円～6,600円（税込）** で受講が可能です。
- ・自社会議室等での受講が可能です。（企業に講師を派遣します）

### 【お問い合わせ先】

ポリテク北海道 生産性



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部（ポリテクセンター北海道）

生産性向上人材育成支援センター TEL:011-640-8828 FAX:011-640-8958

<機構のホームページURL> <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>





## MONO テク (道立高等技術専門学院) 及び北海道障害者職業能力開発校の

令和 8 年度の訓練生を募集しています！【更新】

(北海道)

MONO テク (道立高等技術専門学院、全道8学院) と北海道障害者職業能力開発校では、専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に職業訓練を行っております。

各 MONO テク等では令和 8 年度の訓練生を下記の通り募集しておりますので、知識や技能等を身に付け就職を目指している方は是非ご応募ください。なお、募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各 MONO テク等にお問い合わせください。

また、各 MONO テク等のホームページを開設していますので、次のアドレスよりご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/a0001/>



## ◆ 選考日程等

| 施設<br>(選考区分) | MONOテク (道立高等技術専門学院)                  |                                      | 障害者職業能力開発校                                                                                                                                                   |
|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | 推薦選考                                 | 一般選考                                 | B 日程(予定)                                                                                                                                                     |
| 出願期間         | 令和 7 年 11 月 1 日(土)<br>～11 月 20 日(木)  | 令和 7 年 11 月 21 日(金)<br>～12 月 10 日(水) | ①令和 7 年 11 月 12 日(水)～令和 8 年 1 月 15 日(木)<br>②令和 8 年 1 月 16 日(金)～令和 8 年 2 月 16 日(月)<br>③令和 8 年 2 月 17 日(火)～令和 8 年 3 月 26 日(木)                                  |
| 選 考 日        | 令和 7 年 11 月 25 日(火)                  | 令和 7 年 12 月 16 日(火)                  | ① 令和 8 年 1 月 29 日(木)<br>② 令和 8 年 3 月 2 日(月)<br>③ 令和 8 年 4 月 2 日(木)                                                                                           |
| 応募資格         | ○学校長推薦<br>令和 8 年 3 月<br>高校等卒業見込みの方   | ○自己推薦<br>高校等を卒業した方等                  | ・ 高校を卒業した方 (令和 8 年 3 月卒業見込みの方を含む) 又はこれと同等以上の学力を有すると認められた方 (高卒者と同等以上の技能習得能力を有すると認められる方を含む)<br>・ 短期課程については、一般求職者等 (新規中学校卒業者を含む) で、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方 |
| 試験内容         | 調査書                                  | 志望理由書                                | 学力試験 (国語、数学)                                                                                                                                                 |
|              | 面接試験                                 |                                      |                                                                                                                                                              |
| そ の 他        | 推薦選考及び一般選考で募集定員を満たさない場合は、追加募集を実施します。 |                                      |                                                                                                                                                              |

## ◆ 訓練科等紹介

|                                                                            |                                                                           |                                                                              |                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>○精密機械・機械技術科</b><br>自動車や家電製品など「ものづくり」に必要な機械加工技術を習得し、技術者として活躍できる人材を目指します。 | <b>○金属加工科</b><br>ビルや橋などの鉄鋼構造物における金属材料の溶接作業や成形加工、工作機械類の操作方法を習得します。         | <b>○建築技術科</b><br>手工具の使い方や木材の加工など建築施工の基礎から模擬家屋の製作など実践的な技能を習得します。              | <b>○造形デザイン科</b><br>木工工具・機械を利用した木材加工技術を習得し、椅子やテーブルなどの家具や建具の製作技術を学びます。                                               |
| <b>○自動車整備科</b><br>自動車の基本構造を理解し、車両整備全般の実務能力を習得した自動車整備士を目指します。               | <b>○電気工学・電気工事科</b><br>電気設備の設計・施工を中心に配線工事や高圧電気設備など幅広い分野で活躍できる技術者を目指します。    | <b>○電子印刷・印刷デザイン科</b><br>ポスター・カタログ・チラシなどの印刷物について企画からデザイン・印刷・製本まで、技術・技能を習得します。 | <b>○色彩デザイン科</b><br>塗装技術や広告サイン制作技術などを習得し印象豊かな演出ができる色のプロフェッショナルを目指します。                                               |
| <b>○建築設備科</b><br>給排水、冷暖房など建築設備の知識技能を習得、施工技術者や現場監督として活躍できる人材を目指します。         | <b>○システム制御技術科</b><br>コンピュータによって制御される機器や設備の設計、製作、メンテナンスなどができる実践的技術者を目指します。 | <b>○障害者職業能力開発校</b><br>障がいのある方を対象に職業訓練を行い一般就労を目指します。5 つの訓練コースを設置しています。        | <br>MONO テッカー<br>(イメージキャラクター) |

お問い合わせ先：北海道経済部産業人材課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL011-204-5359

## 能力開発セミナー（R7年11月～R8年1月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

## R7.11月～R8.1月開講

| 実施主体                               | 訓練科名           | 専攻科目名    | 実施地  | 施設<br>(該当:○) |   | 昼夜別<br>(該当:○) |   | 実施時期                | 訓練時間 |     | 定員 |
|------------------------------------|----------------|----------|------|--------------|---|---------------|---|---------------------|------|-----|----|
|                                    |                |          |      | 内            | 外 | 昼             | 夜 |                     | 日数   | 時間  |    |
| 札幌高等技術専門学院<br>011-781-0559         | RPA活用科         | RPA活用科   | 札幌市  |              | ○ |               | ○ | R7.11.20 ～ R7.12.11 | 4    | 12  | 10 |
| 旭川高等技術専門学院<br>稚内分校<br>0162-33-2636 | 配管科            | 建築配管基礎   | 稚内市  |              | ○ | ○             |   | R8.1.16 ～ R8.1.17   | 2    | 12  | 15 |
| 苫小牧高等技術専門学院<br>0144-55-7887        | 自動車整備科<br>(2級) | 整備技術習得講習 | 苫小牧市 |              | ○ |               | ○ | R7.11.13 ～ R8.2.27  | 47   | 141 | 20 |

洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保を支援する補助金について  
～人材確保支援事業補助金の申請を受付けています～

(北海道)

北海道における洋上風力発電に係るサプライチェーンの構築に向け、道内企業の洋上風力発電関連産業への参入を促すことを目的に、洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な知識・技能・資格等の取得による人材確保や技術力強化を支援します。

| 区分     | 概要                                                                 |
|--------|--------------------------------------------------------------------|
| 対象者    | 道内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者<br>※但し、道外に本社を置く企業の子会社を除く<br>※道税を滞納していないこと。 |
| 補助対象事業 | 自社の従業員に対して洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な専門的知識や技能、資格を取得させるための事業          |
| 補助率    | 1／2以内                                                              |
| 補助上限額  | 50万円以内／1名<br>※応募状況や申請内容によって同一補助事業者につき、事業年度内の上限数を設ける場合があります。        |
| 補助対象経費 | 研修受講料・教材費、交通費・宿泊料、研修に必要な機器借上費、講師謝金 等                               |

◆募集期間

令和7年(2025年)4月1日(火)～令和8年(2026年)3月13日(金)

※募集期間中であっても、予算がなくなり次第、終了となります。

◆申請方法

①事前相談

交付決定まで時間を要する場合があります。

補助金ご利用の際は、余裕を持って事前のご相談・ご連絡をお願いします。

②申請書類の提出

北海道 HP から申請書様式等をダウンロードし、下記申請先に提出してください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/163024.html>

③書面審査・交付決定

申請書提出から交付決定まで、2週間程度要します。

補助対象となる経費は、交付決定後に発生した経費に限ります。

◆申請・問い合わせ先

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部 GX 推進局 GX 推進課 風力係 (担当:清原、押見)

TEL 011-204-5327

～道では洋上風力発電の導入促進に向けセミナー等を開催予定です  
本マンスリーレターや当課ホームページ等を通じて、順次、ご案内します～

**ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内1**  
**中小企業・工業高校等への実技指導**

(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、中小企業・工業高校等へのものづくりマイスターの派遣による実技指導を行います。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導（派遣）の対象

- ・ 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者）
  - ・ 業界団体（事業主団体等により設立された認定職業訓練校を含む）
  - ・ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く）
- の主に15歳から35歳未満の若年技能者

2 実技指導の内容

- ・ 中小企業・業界団体：・技能検定2級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導
- ・ 工業高校等学校：・技能検定3級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導  
・技能検定3級の受検資格付与に係る指導

（派遣指導の内容は、派遣企業等のニーズに応じて柔軟に設定します。）

3 指導回数

- ・ 工業高校等の学生
  - ①技能検定、ものづくりコンテストなどの競技大会に向けた実技指導：原則10回まで
  - ②上記以外の実技指導：原則1回まで
- ・ その他の技能者：原則20回まで

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

**ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内2**  
**公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等**  
**民間施設イベントへのものづくりマイスターの派遣による実技指導**  
**(北海道職業能力開発協会)**

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設などで行われる技能者を育成するイベントにものづくりマイスターを派遣し実技指導します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

**1 実技指導（派遣）の対象**

公共施設、民間イベントエリア等において技能者育成を目的として広く参加者を募集して実施する実演・体験指導を行うイベントにコーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

**2 派遣指導の依頼者**

派遣指導イベントを主催する団体、事業者、任意団体のほか開催する施設の運営者等

**3 実技指導の内容**

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容（派遣指導の内容は依頼者のニーズに応じて柔軟に設定します。また、指導レベルはものづくりに対する興味が得られるよう柔軟に設定します。）

**4 経費の負担**

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

**ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内3**  
**地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信**  
**(北海道職業能力開発協会)**

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、地域若者サポートステーション事業の支援対象者を対象とした「ものづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

**1 実技指導（派遣）の対象**

地域若者サポートステーション事業の支援対象者

**2 派遣指導の依頼者**

地域若者サポートステーション事業実施団体

**3 「ものづくりの魅力」発信の内容**

ニートの若者を対象としたものづくり体験等

（具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味が得られるよう設定）

**4 経費の負担**

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：[shinkou@h-syokunou.or.jp](mailto:shinkou@h-syokunou.or.jp)



**ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内4**  
**小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信**  
**(北海道職業能力開発協会)**

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等を対象とした「ものづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導（派遣）の対象

小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等

2 派遣指導の依頼者

小中学校、児童センター運営者等

3 「ものづくりの魅力」発信の内容

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容（具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味が得られるよう設定）

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：[shinkou@h-syokunou.or.jp](mailto:shinkou@h-syokunou.or.jp)

下請法・下請振興法改正法説明会を道内 5 都市で開催します

～2026 年 1 月施行！「下請法は取適法へ」改正ポイント説明会～ **【新規】**

**（北海道経済産業局）**

経済産業省北海道経済産業局は、公正取引委員会事務総局北海道事務所と合同で、下請法・下請振興法改正法の周知・普及のため、本法に関する説明会を道内 5 都市で開催します。

## 開催概要

【日程・場所】旭川：2025 年 11 月 7 日（金）  
北見：2025 年 11 月 13 日（木）  
苫小牧：2025 年 12 月 1 日（月）  
函館：12 月までに開催予定  
釧路：2026 年 1 月 30 日（金）

【対象】発注事業者、受注事業者、地方自治体、産業支援機関、金融機関 等

## ＜プログラム＞

- ◆下請代金支払遅延等防止法改正法（通称：取適法）の概要／改正内容について
- ◆下請中小企業振興法改正法（通称：振興法）について

## 申込方法等

各都市の開催概要や申込方法等の詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

下請法（取適法）説明会の実施について（公正取引委員会のウェブサイト）

[https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/hokkaido/toriteki\\_seminar.html](https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/toriteki_seminar.html)

## 問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 北海道事務所 下請課  
TEL：011-231-6300（代表）

「受講者参加型」経営支援機関向けセミナーを開催します

～人材不足や採用難の今だから知っておきたい「副業・兼業人材」の基本～ **【新規】**

**（北海道経済産業局）**

経済産業省北海道経済産業局は、経営支援機関による中小企業・小規模事業者に対する人材確保等の支援のスキル向上を目的とし、「受講者参加型」経営支援機関向けセミナーをオンラインで開催します。

本セミナーでは、中小企業・小規模事業者人材活用ガイドラインから人材確保等の支援に関する基本的な考え方を学ぶとともに、受講者参加型のワークを通じて「副業・兼業人材」の活用について理解を深めます。

中小企業等と接する機会の多い経営支援機関が知識等を身につけることで、中小企業等の人材確保等に関する課題解決に繋がります。

### 本セミナーのねらい

- ◆人材活用ガイドラインに対する理解を深め、経営課題を人材活用で解決しようとする思考力を習得
- ◆副業・兼業のメリットを理解することにより、企業の課題解決支援に対する有効な手段の習得

### 開催概要

【日時】2025年11月5日（水）14:00～16:00

【配信方法】Microsoft Teams

【対象】経営支援機関（金融機関、商工会、商工会議所、自治体等）

【定員】定員なし（参加無料）

【主催】経済産業省北海道経済産業局

### ＜プログラム＞

- ◆支援機関が人材支援に取り組む意義と期待される役割  
(株)パソナ JOB HUB ソーシャルイノベーション部 マネージャー 亀井 諭 氏
- ◆「副業・兼業人材」の基本  
(一社)プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会  
プロジェクトマネージャー 求人ステーション統括コーディネーター 葛谷 美里 氏
- ◆参加型ワーク（副業・兼業人材の活用による企業の課題解決）

### 申込方法等詳細

北海道経済産業局のウェブサイトをご覧ください。

「受講者参加型」経営支援機関向けセミナーを開催します  
～人材不足や採用難の今だから知っておきたい「副業・兼業人材」の基本～

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokij/20251006/index.htm>

申込締切：2025年10月31日（金）17:00

### 問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 地域経済課 産業人材政策室

TEL：011-709-2311（内線 2560）

E-mail：bzl-hokkaido-sangyo-jinzai@meti.go.jp

価格交渉講習会を札幌で開催します **【新規】**

(北海道経済産業局)

中小企業庁は、中小企業が実践で活用できる価格交渉の基礎知識や交渉のポイントが学べる講習会を全国で順次開催しており、北海道では10月に札幌で開催します。

本講習会では、取引先との価格交渉に役立つツールやポイントを解説し、実際の事例を基に具体的なアドバイスを提供します。

#### 開催概要

【日時】2025年10月31日（金）13:30～17:30（13:00 受付開始）

【場所】ACU-A 大研修室 1614（札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ 45 16 階）

【対象】中小企業・小規模事業者 等

【定員】約300名（先着順、参加無料）

#### <プログラム（予定）>

◆13:30～ 第1講座：「価格交渉・価格転嫁」に関する基礎知識講座  
(株)船井総合研究所 富樫 優斗 氏（コンサルタント）

◆14:35～ 第2講座：成功事例から学ぶ「価格交渉・価格転嫁」のポイント  
釧路海洋フーズ(株) 専務取締役 宮下 友美 氏

◆15:25～ 特別講座：サプライチェーン全体で考える取引適正化の取組について  
川原朋也事務所／(株)ファルムコンサルティング 川原 朋也 氏（中小企業診断士）

◆16:30～ 特別講座：経営課題に関する個別相談会／意見交換会（任意参加）  
※個別相談会と意見交換会は同時開催につき、いずれかのみ参加可能です。

#### 申込方法等

以下のウェブサイトから、参加申込マニュアルを確認の上、申込みください。

価格交渉講習会（中小企業庁 適正取引支援サイト）

<https://tekitorisupport.go.jp/kakakukoushou/>

申込締切：2025年10月31日（金）17:30

#### 問い合わせ先

価格交渉講習会事務局

TEL：03-6427-9165

E-mail：info@kakakukoushou.com

営業時間：10:00～17:00（土日、祝日を除く）

技術流出対策セミナーを開催します

あなたの会社の技術を守る！ ～技術流出対策の基本・事例とその意義～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、技術流出対策の重要性について理解を深めることを目的に、「技術流出対策セミナー」を開催します。

本セミナーでは、技術流出防止の経済安全保障に係る背景や、自社で取り組める対策や事例等について説明します。

本セミナーを通じて、競争力の源である技術を守りつつ企業の事業拡大が促進されることを目指します。

#### 開催概要

【日時】 2025 年 10 月 28 日（火） 14:00～15:30（開場 13:30）

【場所】 北海道経済産業局 601 会議室（札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 6 階）

【配信方法】 Microsoft Teams

【対象】 道内企業、大学等の研究機関、行政・支援機関 等

※特にスタートアップ企業、半導体等をはじめとする製造業、航空・宇宙、医療等の関係企業の方や、海外との共同研究に力を入れている企業・大学等の関係者の方、金融機関の方

【定員】 会場・オンライン：50 名（参加無料）

【共催】 経済産業省北海道経済産業局、財務省北海道財務局

#### <プログラム>

##### ◆経済安全保障の観点からの技術流出対策について

経済産業省 貿易経済安全保障局 経済安全保障政策課 技術調査・流出対策室 室長補佐

##### ◆外国への技術流出のリスク

北海道警察本部 外事課 課長補佐

##### ◆対内直接投資審査制度について

財務省 国際局 調査課 投資企画審査室 課長補佐

#### 申込方法等詳細

北海道経済産業局のウェブサイトをご覧ください。

技術流出対策セミナーを開催します

あなたの会社の技術を守る！ ～技術流出対策の基本・事例とその意義～

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokia/20251003/index.htm>

申込締切：2025 年 10 月 24 日（金） 17:00

#### 問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL：011-709-2311（内線 2605）

E-mail：bzl-hokkaido-kokusai@meti.go.jp

衛星データビジネス新規参入セミナーを開催します

～事業化への道筋と知財戦略を体系的に理解する～ **[新規]**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、衛星データ※1を活用した新たなビジネス※2の創出を目的としたセミナーを開催します。

近年、小型衛星の打ち上げ機会拡大等により、衛星データの質・量が大きく向上し、農業・漁業・防災・環境など幅広い分野での活用が進んでいます。

本セミナーでは、衛星データ活用ビジネスの事業化の際に必要な知識となるビジネスモデルやマナタイズ戦略、知的財産のポイントと実際の活用事例を紹介します。

本事業により、道内事業者の衛星データビジネスへの新規参入促進を目指します。

※1 衛星データ：人工衛星から取得できるデータ。地上にある対象物の大きさ、数量、形状、色、材質、温度などの情報を、一度に広範囲で把握することができます。

※2 衛星データを活用したビジネス：農作物の生育状況、魚群探査、養殖の適地選定、森林管理、地形把握、インフラ監視、物流、建設・不動産、保険、天気予報、疫病拡大予測、防災、防衛分野など様々な分野で活用でき、宇宙ビジネスの中でも注目が集まっています。

#### 開催概要

【日時】2025年11月11日（火）13:30～16:30（開場 13:00）

【場所】エア・ウォーターの森 イベントホール（札幌市中央区北8条西13丁目28-21）

【配信方法】Microsoft Teams

【対象】衛星データビジネスに関心のある企業、大学、支援機関、自治体 等

【定員】会場：30名、オンライン：50名程度（参加無料）

【主催】経済産業省北海道経済産業局

【協力】北海道経済連合会、(一財)さっぽろ札幌産業振興財団、北海道宇宙関連ビジネス創出連携会議、(特非)北海道宇宙科学技術創成センター、STARTUP HOKKAIDO 実行委員会、(一社)北海道機械工業会

#### ＜プログラム＞

◆基調講演1：衛星データ利用ビジネスの実装加速化について

(一財)リモート・センシング技術センター ソリューション事業部 参事 奥村 俊夫 氏

◆基調講演2：衛星データの利活用と知財戦略について

TMI 総合法律事務所 弁護士 出山 洋 氏

◆情報提供：経済産業省の衛星データビジネス関連施策について

経済産業省 製造産業局 宇宙産業課

#### 申込方法等詳細

北海道経済産業局のウェブサイトをご覧ください。

衛星データビジネス新規参入セミナーを開催します

～事業化への道筋と知財戦略を体系的に理解する～

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokca/20251006/index.htm>

申込締切：2025年11月7日（金）17:00

#### 問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 次世代産業課 宇宙航空産業室

TEL：011-709-2311（内線 2554）

E-mail：bzl-hokkaido-aerospace@meti.go.jp



**「中小・小規模企業生産性向上人材育成事業による機械金属製品製造業向け  
生産性向上ワークショップ」のご案内 【新規】**

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

あらゆる業種において人手不足が常態化する中、生産性向上の取り組みで業務の効率化等を図ることにより、少しでも人手不足感を解消することが求められています。

本ワークショップでは、機械金属製品製造業の皆様を対象に、生産性向上の実現に向けた改善の着眼点について講師の方にお話いただくとともに、ケーススタディによる改善必要点の発見や、自社の課題の見える化に向けた具体的手法等について検討します。

■開催日時及び開催場所

- (1) 室蘭会場  
開催日時 2025年10月23日(木) 13:30～16:00  
開催場所 (公財)室蘭テクノセンター2階・研修室(室蘭市東町4丁目28-1)
- (2) 石狩会場  
開催日時 2025年10月30日(木) 13:30～16:00  
開催場所 石狩新港機械金属工業(協)組合会館・会議室(石狩市新港西3丁目749-1)

■カリキュラム

- (1) 講演 生産性向上の実現に向けた改善の着眼点  
(講師)  
トヨタ自動車北海道株式会社未来戦略企画部経営戦略室  
モノづくりサポートGチーフエキスパート 花田 恭之 氏
- (2) セルフワーク&グループワーク  
・ケーススタディによる改善必要点の発見  
・自社課題の振り返り  
・課題見える化に向けた具体的手法の検討  
(ファシリテーター)  
トヨタ自動車北海道株式会社未来戦略企画部経営戦略室  
モノづくりサポートGチーフエキスパート 花田 恭之 氏  
モノづくりサポートGグループ長 上村 卓司 氏
- (3) 情報提供 人材育成コーチング(専門家派遣)について

■参加申込み

下記「申込み・お問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に、件名(表題)に「ワークショップ参加希望」とご記入いただき、本文に下記事項をご記載のうえメールまたはWEBフォームよりお申込みください。

- ・参加を希望する会場
- ・企業名
- ・所属・役職
- ・氏名
- ・連絡先(電話番号、メールアドレス)

WEB申込みの際は下記URLよりお申込みください。

<https://6ba0e801.form.kintoneapp.com/public/workshop02>

■主催

北海道

■申込み・お問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 経営支援部 担当:澤村、水葉  
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階  
TEL:011-232-2402 FAX:011-232-2011 Mail: keieishien@hsc.or.jp

■ホームページ

<https://www.hsc.or.jp/news/workshop02/>

**「中小・小規模企業生産性向上人材育成事業によるサービス業向け  
生産性向上ワークショップ」のご案内 【新規】**

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

あらゆる業種において人手不足が常態化する中、生産性向上の取り組みで業務の効率化等を図ることにより、少しでも人手不足感を解消することが求められています。

本ワークショップでは、宿泊業及び飲食業をはじめとしたサービス業を営む皆様を対象に、現在、手作業で行っている非効率的な業務の洗い出し等による課題の発見や、その課題の具体的な解決策の検討と実践の在り方等について学びま

■開催日時及び開催場所

- (1) 旭川会場  
開催日時 2025年11月6日(木) 13:30～16:00  
開催場所 旭川リサーチセンター・研究室(旭川市緑が丘東1条3丁目1-6)
- (2) 釧路会場  
開催日時 2025年11月17日(月) 14:30～17:00  
開催場所 道東経済センタービル3階・研修室(釧路市大町1丁目1-1)
- (3) 札幌会場  
開催日時 2025年11月27日(木) 13:30～16:00  
開催場所 経済センタービル8階・Bホール3号(札幌市中央区北1条西2丁目)

■カリキュラム

- (1) 講義及びセルフワーク①  
「IT導入・DX化に向けた既存業務の洗い出しによる課題の発見と共有」  
(講師・ファシリテーター)  
BLUESHEEP株式会社 代表取締役 杉本 英範
- (2) 講義及びセルフワーク②  
「具体的な解決策の検討と実践」  
(講師・ファシリテーター)  
同 上
- (3) 情報提供  
人材育成コーチング(専門家派遣)について

■参加申込み

下記「申込み・お問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に、件名(表題)に「ワークショップ参加希望」とご記入いただき、本文に下記事項をご記載のうえメールまたはWEBフォームよりお申込みください。

- ・参加を希望する会場
- ・企業名
- ・所属・役職
- ・氏名
- ・連絡先(電話番号、メールアドレス)

WEB申込みの際は下記URLよりお申込みください。

<https://6ba0e801.form.kintoneapp.com/public/workshop03>

■主催

北海道

■申込み・お問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 経営支援部 担当:澤村、水葉  
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階  
TEL:011-232-2402 FAX:011-232-2011 Mail: keieishien@hsc.or.jp

■ホームページ

<https://www.hsc.or.jp/news/workshop03/>

## 「中小・小規模企業生産性向上人材育成事業による生産性向上セミナー」のご案内 **【新規】**

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

あらゆる業種において人手不足が常態化する中、生産性向上の取り組みで業務の効率化等を図ることにより、少しでも人手不足感を解消することが求められています。

本セミナーでは、生産性向上の実現に向けた改善の着眼点についてご講演いただくとともに、生産性向上に向けた取り組みを実践し、成果を挙げている事業者の事例を紹介します。

### ■開催日時

2025年11月12日(水) 13:30～16:30

### ■開催場所

ホテル札幌ガーデンパレス2F・丹頂(札幌市中央区北1条西6丁目)

### ■参加対象

中小・小規模事業者の経営者及び従業員並びに支援機関等の職員等

### ■定員

80名(会場及びオンライン(ZOOM))

### ■カリキュラム

#### (1) 主催者挨拶

北海道経済部

#### (2) 講演

「生産性向上の実現に向けた改善の着眼点」  
(講師) トヨタ自動車北海道株式会社未来戦略企画部経営戦略室  
モノづくりサポートGチーフエキスパート 花田 恭之 氏

#### (3) 事例紹介

1. 「製造現場への大型モニター導入による情報共有と生産性の向上」  
(講師) 株式会社佐藤製線所室蘭工場 庶務課係長 山崎 瞳 氏
2. 「アコーディオン幌シートシャーシ等の導入による鉄の物流現場における生産性向上の取り組み」  
(講師) 丸吉ロジ株式会社 代表取締役 吉谷 隆昭 氏

#### (4) 質疑応答

#### (5) 支援制度紹介

1. 独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部
2. 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

#### (6) 個別相談会(希望者のみ)

### ■参加申込み

下記「申込み・お問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に、件名(表題)に「生産性向上セミナー参加希望」とご記入いただき、本文に下記事項をご記載のうえメールにてお申込みください。

- ・企業名
- ・所属・役職
- ・氏名
- ・連絡先(電話番号、メールアドレス)
- ・参加方法(会場またはオンライン)

または下記URLよりお申込みください。

<https://6ba0e801.form.kintoneapp.com/public/seminar-productivity-2025>

### ■主催

北海道

### ■申込み・お問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 経営支援部 担当: 澤村、水葉  
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階  
TEL: 011-232-2402 FAX: 011-232-2011 Mail: keieishien@hsc.or.jp

### ■ホームページ

<https://www.hsc.or.jp/news/seminar/>

**【経営者・人事労務担当者必見！】最新ハラスメント対策と職場環境改善のポイント【新規】**

(北海道雇用労働相談センター)

北海道雇用労働相談センター（HECC）では、労務や人事、社会ニーズに関するセミナーを毎月無料で開催しています。今回のセミナーのテーマは、「ハラスメント対策と職場環境改善のポイント」です。

『ハラスメント対策って何をすればいいの？』

『働きがいのある職場づくりを目指したい！』

改正労働施策総合推進法の施行により、すべての企業にパワーハラスメント防止措置が義務付けられました。セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの防止措置と合わせて、企業のハラスメント対策はますます重要性を増しており、法令遵守の観点だけでなく、生産性の高い働きがいのある職場づくりという観点からも重要な経営課題です。ハラスメント対策を通じて職場環境の改善ポイントをわかりやすくお伝えします。

=====

**【セミナー概要】**

◆開催日：2025年10月23日（木）14：30～16：30（開場 14：00）

◆会場：北海道経済センタービル 8階 第3会議室（札幌）

◆オンライン参加もOK！（Zoom）

◆参加無料・要申込（定員 50名・先着順）

◆セミナーテーマ

・『最新ハラスメントの傾向と 企業に求められる予防策』（14：30～15：15）

・『職場におけるハラスメントの実情と対策』（15：15～16：00）

◆申込はこちら【申込み：10月22日（水）】

<https://hokkaido-elcc.mhlw.go.jp/seminar/workshop/20251023/>

主催：北海道雇用労働相談センター（HECC）

=====

**▼北海道雇用労働相談センターとは！？**

＼ 雇用・労務の“困った”に、無料で専門家がサポート！／

『北海道雇用労働相談センター（HECC）』が札幌に開所しました！

◎弁護士・社労士に無料相談OK

◎オンライン・電話・メールでも対応

◎英語・中国語等の外国語にも対応！

◎相談はすべて無料！

◎労務や人事、社会ニーズに関するセミナーを毎月開催！

「就業規則って必要？」「労務管理って何をすればいいの？」

そんな疑問や不安、ぜひ気軽にご相談ください！

ベンチャー企業や海外からの進出企業の皆様も是非ご活用ください！

■相談受付：平日 9:00～17:00

■札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル 6F

■詳細・ご予約はこちら → <https://hokkaido-elcc.mhlw.go.jp/>

## 「北海道デジタル化セミナー & EXPO2025」を開催します

(北海道)

道では道内に拠点を持つ事業者様を対象に、業務のデジタル化への関心を高めていただくことを目的として、デジタル化ツールやサービスの紹介、展示や相談を行う「北海道デジタル化セミナー & EXPO2025」を開催いたします。

このセミナーでは、企業・組織のデジタル化をテーマとした基調講演や、人材採用、労務管理、経理業務、販売管理、顧客管理、AI による事務自動化等、幅広い業務に関する商品を提供する IT 企業による導入事例の紹介や商品展示、中小企業基盤整備機構や北海道 IT コーディネータ協議会の専門家による相談対応など、様々な製品・サービスについて理解を深め、相談もできる機会となります。

### 開催概要

#### (札幌会場)

【日時】2025 年 10 月 22 日 (水) 13:00～18:00

【場所】DO-BOX EAST (札幌市中央区大通東 4 丁目 1 番地 北海道新聞社ビル 1 階)

#### (函館会場)

【日時】2025 年 10 月 28 日 (火) 13:00～18:00

【場所】函館市民会館 3 階大会議室 (函館市湯川町 1-32-1)

#### (旭川会場)

【日時】2025 年 11 月 4 日 (火) 13:00～18:00

【場所】旭川北洋ビル 8 階大ホール (旭川市 4 条通 9 丁目 1703 番地)

### プログラム

#### ①道内 IT 企業による商品・導入事例紹介

人事～販売など多岐に渡る分野の商品と、道内企業への導入事例等を紹介

#### ②企業・組織のデジタル化をテーマとした基調講演

#### ③①で各社から紹介のあった商品の展示や、北海道 IT コーディネータ協議会や中小企業基盤整備機構等の専門家によるデジタル化に関する相談対応

### 申込方法等詳細

以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://hokkaido-dx-2025.pref.hokkaido.lg.jp/>

### 問い合わせ先

北海道デジタル化セミナー & EXPO2025 事務局 (株式会社北海道新聞社内)

メールアドレス:hokkaido-it@hokkaido-np.co.jp

電話番号:011-210-5902(平日 10 時～17 時)

地域にかがやく わがまち商店街表彰 2026 の募集を開始しました **【新規】**

(北海道経済産業局)

中小企業庁は、商店街で地域活性化に貢献する取組を行う者を表彰する「地域にかがやく わがまち商店街表彰 2026」の候補者を募集します。

本事業を通じて、受賞者の取組の成功要因を分析し、他の地域へ広く共有していくことにより、全国的な商店街活性化・地域活性化に繋がります。

### 募集対象

「商店街」という場所を活かし、地域活性化に資する取組を行う者

※上記にあてはまる者（個人を除く）であれば、商店街組織でなくても対象となります。ただし、商店街組織以外が応募する場合は、商店街組織との連名で応募してください。

※同一の取組を連携して実施している場合は、連名で応募することができます。

※中小企業庁がこれまでに実施した「元気のある商店街」「がんばる商店街」「はばたく商店街」「地域にかがやく わがまち商店街表彰 2024」に選定された者についても、選定された取組以外の新たな取組、または同一であってもその継続・発展のための取組を行っている場合は、応募の対象とします。

### 応募期間

2025 年 10 月 1 日（水）～11 月 28 日（金）

### 応募方法等

自薦または他薦により応募できます。

応募要領等の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

地域にかがやく わがまち商店街表彰 2026（わがまち表彰 2026）（中小企業庁のウェブサイト）  
<https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/award/2026/index.html>

### 問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課 商業振興室

TEL：011-709-2311（内線 2581）

E-mail：bzl-hokkaido-shogyo@meti.go.jp



## 「食（しょく）」っていいね！北海道

～「北海道のおいしい！」を応援しています！～ **【新規】**

**新動画を公開しました！ （北海道開発局）**

北海道開発局では、「第9期北海道総合開発計画」の目標「我が国の豊かな暮らしを支える北海道～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」に係る主要施策の一つとして掲げている「食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展」を目指して、皆様に北海道産農水産物への関心を高めていただくため、広くその魅力を発信しています。

### ■「北海道のおいしい！」応援隊

多くの方々に北海道産農水産物の魅力を知っていただくことで「北海道産農水産物への関心」を高めていただきたいと考え「物語として発信すること」にこだわって動画を作成・配信しています。

シマエナガの「ひんな」と「いぺ」が北海道の農水産物を食べたり紹介したりして「北海道のおいしい！」をたくさん応援しますので、ぜひご覧ください。

### 令和7年度 最新動画

#### ★ 守りたい！和食の要 「函館真昆布」編



和食の要であるコンブは北海道を代表する食材のひとつです。なかでも函館産は生産量・生産高ともに日本一。しかし近年の海洋環境の急激な変化等により、天然コンブが大幅に減っています。函館市沿岸で採れる高級品質のコンブである「函館真昆布」を守る取組や、養殖コンブの生産方法などについてお話を伺ってきましたのでご紹介します。

※日本で初めて2年生であるマコンブを1年間で生長させる促成栽培に成功したのは川汲漁協（現南かやべ漁協川汲支所）。北海道開発局が実施した委託事業の試験研究により技術が確立しました。

今年度第2弾も近々公開予定です！ お楽しみに！

北海道開発局ホームページ（食料・農業関連情報－「食（しょく）」っていいね！北海道）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousa/ud49g7000000d2h4.html>

YouTube チャンネル（「食（しょく）」っていいね！北海道）

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLwbuVwz4rfiVoWFTFhQWB\\_gVV7eDXF5pF](https://www.youtube.com/playlist?list=PLwbuVwz4rfiVoWFTFhQWB_gVV7eDXF5pF)

#### ◆お問合せ先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目

北海道開発局 開発監理部 開発調査課

電話：011-709-2311（内線 5445）



## 北海道の最低賃金

(北海道労働局)

「必ずチェック！最低賃金。」

## 北海道の最低賃金

## 地域別最低賃金

| 最低賃金の件名 | 最低賃金額（円）                          | 適用労働者等の範囲                         |
|---------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 北海道最低賃金 | 時間額<br><b>1,075</b><br>7. 10. 4発効 | 北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。 |

## 特定最低賃金

| 最低賃金の件名                                                                                                                | 最低賃金額（円）                          | 特定最低賃金の適用が除外される者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業                                                                                              | 時間額<br><b>1,048</b><br>6. 12. 1発効 | 1 18歳未満又は65歳以上の者<br>2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの<br>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者<br>4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者                                                                                                                                                                                                               |
| 鉄鋼業<br>※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く                                                                                        | 時間額<br><b>1,100</b><br>6. 12. 1発効 | 1 18歳未満又は65歳以上の者<br>2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者<br>4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者                                                                                                                                                                                                                               |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業<br>※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く | 時間額<br><b>1,049</b><br>6. 12. 1発効 | 1 18歳未満又は65歳以上の者<br>2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者<br>4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者<br>5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者<br>6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者 |
| 船舶製造・修理業、船体ブロック製造業<br>※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く                                                                    | 時間額<br><b>1,040</b><br>6. 12. 1発効 | 1 18歳未満又は65歳以上の者<br>2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者<br>4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者                                                                                                                                                                                                                               |

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。
  - ・賃金上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。
  - ・賃金上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。  
 ・ 北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku>

【最低賃金について】検索 ➡



日本のエネルギー情勢と泊発電所3号機に関する説明会 **【新規】**

(北海道)

北海道電力株式会社泊発電所3号機について、資源エネルギー庁と北海道電力から原子力発電のエネルギー政策上の位置付けや必要性、泊発電所の安全対策などについて説明し、道民の皆様からのご意見やご質問をお伺いするため、下記のとおり説明会を開催します。

## ◆説明会を開催する日時及び場所

| 開催地 | 日時及び場所                                                                              |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 札幌市 | 2025年11月3日(月・祝) 14:00～<br>サッポロファクトリーホール（札幌市中央区北2条東3丁目）<br>※YouTubeにてライブ配信を予定しております。 |
| 函館市 | 2025年11月9日(日) 14:00～<br>函館アリーナ（函館市湯川町1-32-2）                                        |
| 旭川市 | 2025年11月15日(土) 14:00～<br>旭川勤労者福祉会館（旭川市6条通4丁目）                                       |
| 網走市 | 2025年11月16日(日) 14:00～<br>網走市民会館（網走市南6条西1丁目5）                                        |
| 釧路市 | 2025年11月23日(日) 14:00～<br>コーチャンフォー釧路文化ホール（釧路市民文化会館）<br>（釧路市治水町12-10）                 |
| 帯広市 | 2025年11月24日(月・祝) 14:00～<br>帯広市民文化ホール（帯広市西5条南11丁目48番地2）                              |

## ◆説明会に関する情報

日時や場所等の情報や説明会の資料等は、資源エネルギー課のホームページでもご覧いただけます。

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/tomari3\\_setsumeikai.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/tomari3_setsumeikai.html)



## ◆お問い合わせ先

北海道 経済部 資源エネルギー局 資源エネルギー課 エネルギー係(TEL 011-204-5886)

## 「食絶景北海道×ゼロカーボンアワード2026」の応募商品を募集します

(北海道)

道では、「ゼロカーボン北海道」の実現を食産業においても推進するとともに、消費者の皆様に食の北海道ブランドの新たな価値を提供するため、「ゼロカーボン北海道への寄与」と「北海道の食としての魅力」の両方を満たす道産食品を表彰しています。

今般、第4回となる「食絶景北海道×ゼロカーボンアワード2026」の応募商品の募集を開始しましたので、対象となる食品の生産または製造(販売)を行う事業者の方は、ぜひご応募ください。

### ◆募集商品

北海道産の加工食品又は生鮮食品で、  
商品の出荷までの過程でCO<sub>2</sub>削減に貢献する取組が行われている商品

### ◆対象となるゼロカーボンの取組例

食品ロス削減、地産地消によるフードマイルの削減、エネルギー利用効率向上の工夫、  
EVなどの低公害な機器導入、自然冷熱や再生可能エネルギーの利活用、  
気候変動に適応した商品企画、温室効果ガス排出量の可視化、  
カーボンフットプリントの表示 など

### ◆募集期間

令和7年(2025年)10月31日(金)まで

☐ 自薦・他薦いずれも申込みが可能です。

☐ 応募申請書に必要事項を記入の上、下記提出先まで送付してください。

### ◆商品募集チラシ・募集要項・申請書のダウンロード

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/zcaward.html>

### ◆応募書類提出先・お問い合わせ先(事業受託者)

一般社団法人 北海道食品産業協議会 担当:寺西・藤島

メールアドレス:zerocarbonaward@sirius.ocn.ne.jp

〒060-0042 札幌市中央区大通西8丁目2 北大通ビル5階

TEL:011-241-6447

## 「北海道宿泊税システム整備費補助金」のご案内

(北海道)

北海道宿泊税の特別徴収義務者となる宿泊事業者に対し、北海道宿泊税の導入に伴って発生するレジシステムの改修等に係る費用の一部を補助します。

- 北海道宿泊税…北海道宿泊税(令和6年北海道条例第83号)に基づき、ホテルや旅館、民泊などに宿泊する際に、宿泊者に対して課税される税です。

| 区分         | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |              |      |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------|------|
| 対象事業者      | 宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム整備を行う、次の要件を満たす宿泊事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道内の宿泊施設で事業を営んでいること。</li> <li>・道税(個人道民税及び地方消費税を除く。)を滞納している者でないこと。</li> <li>・会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。</li> <li>・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。</li> </ul> <div> <p>●宿泊事業者とは…以下のいずれかに該当する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む者。</li> <li>・住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者。</li> </ul> </div> |               |              |      |
| 申請受付期間     | 令和7年(2025年)8月6日(水)～令和7年(2025年)12月26日(金) ※当日消印有効                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |               |              |      |
| 補助対象経費     | 北海道宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修、新たなレジシステムの構築、ハードウェア及びソフトウェアの購入等に係る経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |               |              |      |
| 補助対象例      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・レジシステムの改修又は構築</li> <li>・ソフトウェア、PC、タブレット、ディスプレイの購入</li> <li>・プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器の購入</li> <li>・POSレジ、モバイルPOSレジの導入及び改修</li> </ul> ※北海道宿泊税導入に係る経費に限る<br>※交付決定日より前に発注・契約・購入を行った経費は補助対象外となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |              |      |
| 補助率及び補助限度額 | 補助率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 補助対象経費の2分の1以内 | 1施設当たりの補助限度額 | 50万円 |
| 補助事業実施期間   | 交付決定通知後～令和8年(2026年)2月20日(金)<br>※補助事業完了の日もしくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は令和8年(2026年)2月20日(金)までのうちいずれか早い日までに実績報告書を提出(必着)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |               |              |      |

## ◆ 申請方法

北海道ホームページまたは専用ホームページより申請書類をダウンロードし、下記申請先に郵送してください。

専用ホームページ URL: <https://hkd-stay-system.jp/>

## ◆ 申請・お問い合わせ先

北海道宿泊税システム整備費補助事業補助金事務局 TEL: 011-500-9565

□受付時間 平日 9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く)

本補助金の詳細については、専用ホームページをご確認ください。